

# 旭川市公共施設等総合管理計画

## 【 本 編 】

平成 28 年（2016 年）2 月  
旭 川 市

## 目 次

<b>第1章 計画について</b> .....	1
1 はじめに.....	2
2 計画の背景と目的.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の範囲.....	3
5 計画の位置付け.....	4
<b>第2章 旭川市の現状と将来の見通し</b> .....	5
1 旭川市の人口.....	6
2 旭川市の財政状況.....	7
(1) 歳入決算の推移.....	7
(2) 歳出決算の推移.....	8
3 公共建築物の現状.....	9
(1) 市有施設の年度別建築床面積.....	9
(2) 年度別保有床面積推移.....	10
(3) 用途分類.....	11
(4) 耐震化.....	12
4 土木系公共施設の現状.....	13
(1) 土木系公共施設概要.....	13
(2) 土木系公共施設状況.....	14
5 企業会計施設の現状.....	19
(1) 企業会計施設概要.....	19
(2) 企業会計施設状況.....	19
6 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み.....	23
(1) 公共建築物.....	26
(2) 土木系公共施設.....	27
(3) 企業会計施設.....	28
(4) 公共施設等（全体）.....	29
7 公共施設等の課題.....	30
(1) 公共建築物.....	30
(2) 土木系公共施設.....	31
(3) 企業会計施設.....	31
(4) 財政的課題.....	31
<b>第3章 公共施設マネジメント</b> .....	33
1 施設保有量の最適化.....	36
(1) 総量の削減.....	36
(2) 建替えや新規整備の考え方.....	36

2	施設の適切な維持管理.....	38
(1)	点検・診断の実施.....	38
(2)	改修等の優先度.....	38
(3)	予防保全・長寿命化.....	38
(4)	耐震化の推進.....	38
(5)	廃止施設の除却.....	39
3	コストの抑制と財源確保.....	40
(1)	管理運営の効率化.....	40
(2)	民間活用の促進.....	40
(3)	施設の売却.....	40
(4)	受益者負担の適正化.....	40
(5)	広域的な連携.....	40
4	推進体制とマネジメントサイクルの構築.....	41
(1)	推進体制.....	41
(2)	施設情報の一元管理.....	41
(3)	公共施設マネジメントの実践.....	42
(4)	PDCA マネジメントサイクル.....	44
(5)	市民及び議会への情報提供.....	45
(6)	職員の意識改革の推進.....	45



## 第 1 章 計画について

---

## 1 はじめに

公共建築物，土木系公共施設及び企業会計施設（これらを総称して「公共施設等」という。）の老朽化が全国的な問題となっていることを受け，平成26年度に公共建築物の現状を把握するため，旭川市公共施設白書を作成しました。

一方，平成26年4月に総務省から各地方公共団体へ向けて，公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画を速やかに策定するよう要請がありました。

旭川市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）は国の要請に応じ，施設保有量の最適化や施設の維持管理及びコストの抑制と財源確保などの基本方針を取りまとめ，今後，本市がどのように公共施設マネジメントを推進していくかを示すものです。

## 2 計画の背景と目的

本市では，昭和40年代以降，町村合併などにより人口が増加したことから，適正な行政サービスを提供するため，多くの学校，市営住宅及び市民利用施設などの「公共建築物」や，道路，橋りょう，公園などの「土木系公共施設」，上水道，下水道などの「企業会計施設」を整備してきました。これらの多くの公共施設等は，整備後一定期間が経過し，老朽化が進むことにより，市民生活の安全・安心にも影響を及ぼす可能性があることから，老朽化による事故等を未然に防ぐため，今後，改修等<sup>※1</sup>や更新などの多額の費用が必要になると見込まれます。

また，人口の減少や少子高齢化が進む見通しであることから，税収の伸びも期待できず，社会保障関連経費の増加が想定されるなど，社会経済情勢が変化する中，現在保有する公共施設等の全てを最適な状態で維持していくことは，財政的に厳しい状況になっていくことが予想されます。

こうした状況の中，中長期的な視点を持って，今後の人口動向や市民ニーズに応じた，公共建築物の最適な配置，施設の長寿命化<sup>※2</sup>及び維持管理<sup>※3</sup>の適正化などを推進することによって，市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくことや，更新等に係る財政負担の軽減，平準化を図ることを目的とし，本計画を策定いたします。

---

### ※1 改修等

劣化・陳腐化した公共施設等又はその部品の性能や機能の改善を図ることをいい，補修（実用上支障のない状態までの改善），修繕（初期の水準までの改善），改修（初期の水準を超えて要求される水準までの改善）の総称。

### ※2 長寿命化

公共施設等に求められる性能を確保しながら，より長く施設を使用すること。

### ※3 維持管理

施設，設備及び構造物等の機能を維持するために必要な点検，調査及び補修等のこと。

### 3 計画の期間

本計画は中長期的な視点を持って、財政負担の軽減、平準化を実行し、公共施設等の最適な配置や長寿命化などに関する事項を定めます。

公共施設等の整備状況を考えた場合、今後20年から30年の間に多くの公共施設等が更新時期等を迎えることから、本計画の策定期間は、平成28年度から平成51年度までの24年間とし、6年ごとに見直します。

### 4 計画の範囲

本計画の適用範囲は、本市が保有する全ての公共施設等とします。

表1-1 本計画の範囲

施設区分	施設類型	類数
公共建築物	市民文化系，社会教育系，スポーツ・レクリエーション系，産業，学校教育系，子育て支援系，保健・福祉系，医療，行政系，市営住宅，公園，供給処理施設，その他	13種
土木系公共施設	道路，橋りょう，河川，公園，空港，農業施設，農村公園，廃棄物処分場	8種
企業会計施設	上水道，下水道，市立旭川病院	3種

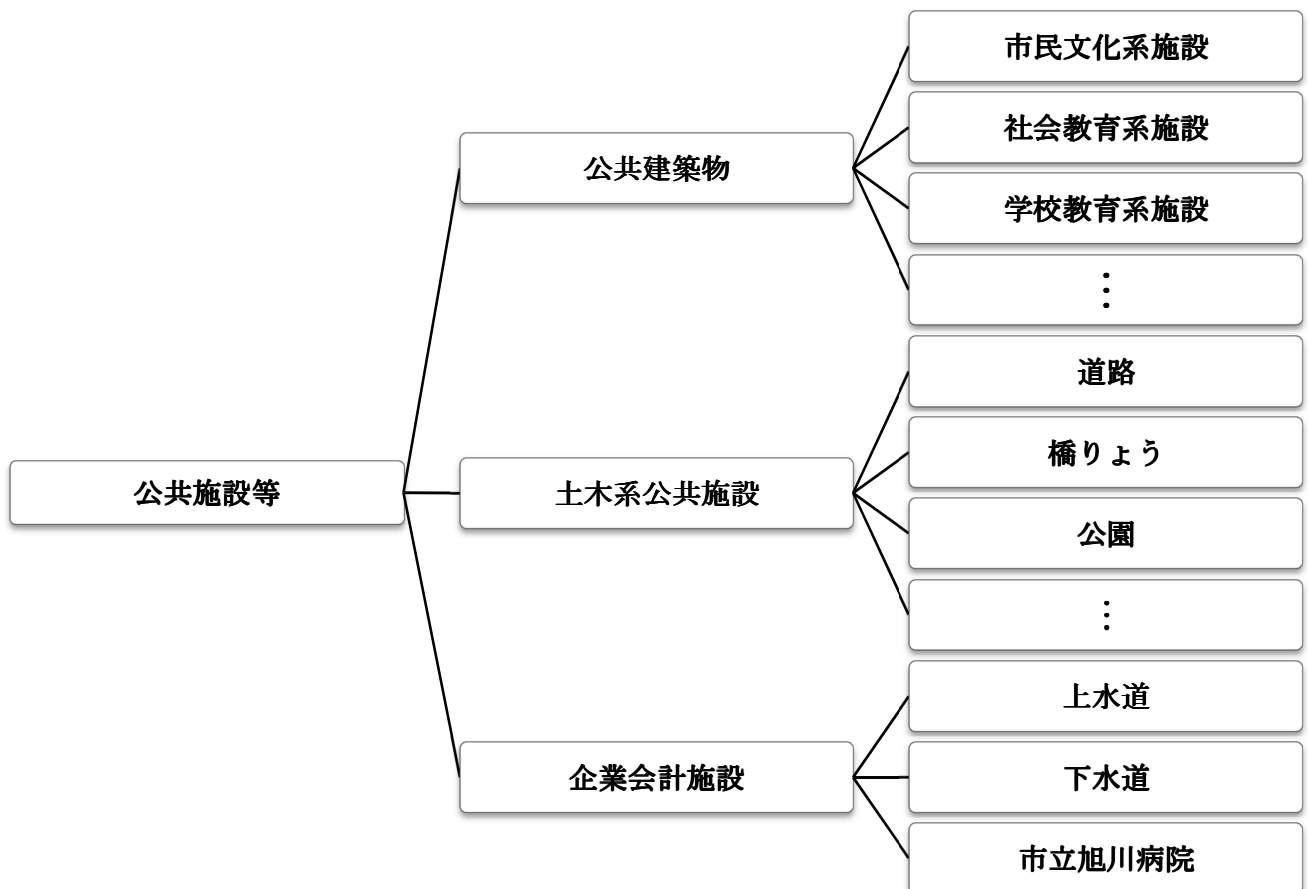


図1-1 本計画の範囲

## 5 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「旭川市総合計画<sup>※4</sup>」をはじめ、都市計画マスタープラン<sup>※5</sup>や行財政改革推進プログラム<sup>※6</sup>などの関連する計画と整合を図るとともに、まちづくりの視点や財政的な視点などを踏まえながら、国の施策にも合わせて、本市の公共施設等の基本的な方向性を示すものです。今後策定を予定している個別計画については、本計画の方向性に基づき、策定いたします。

また、既に策定されている個別計画についても、必要に応じて見直しを行うこととします。

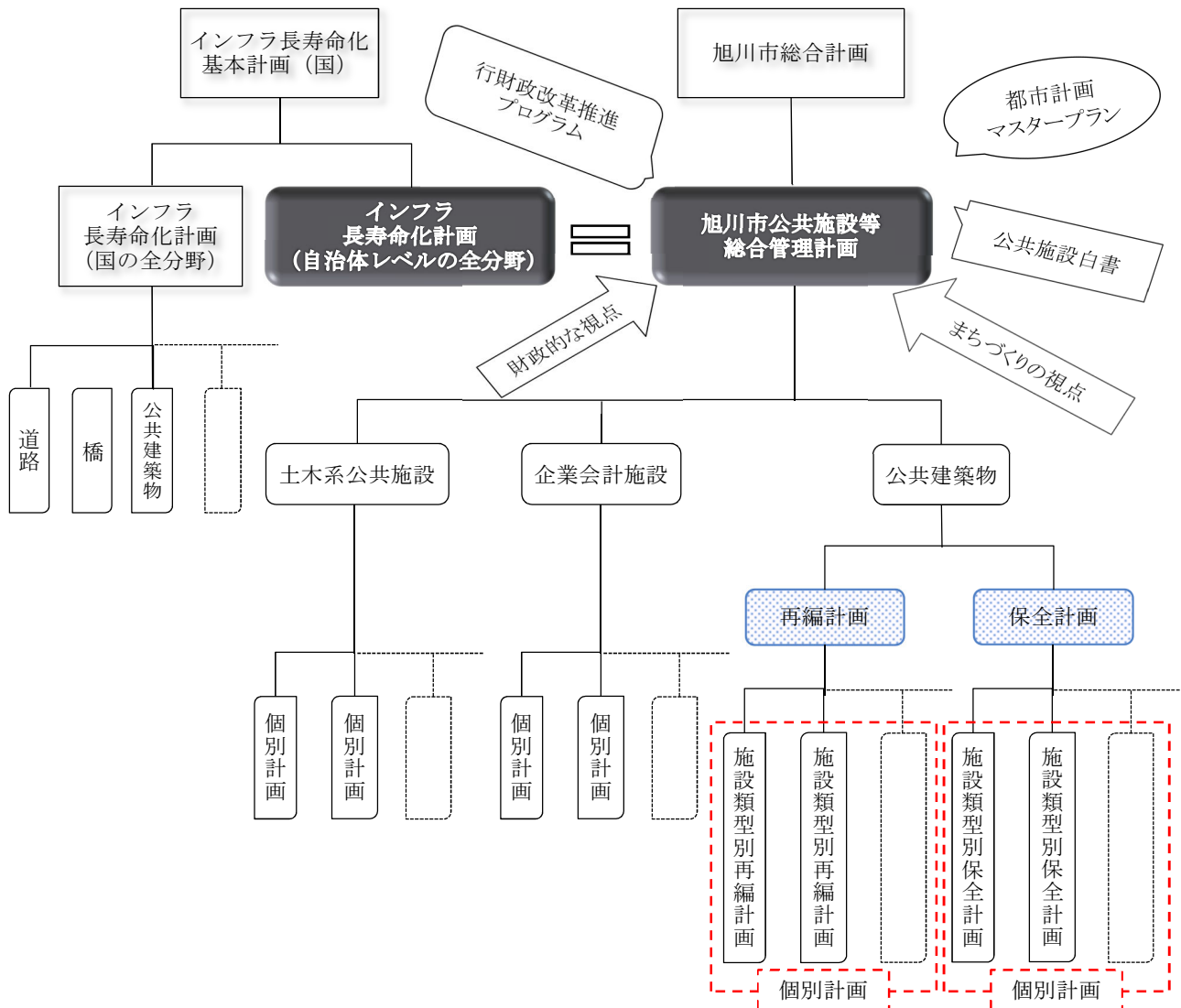


図 1-2 本計画の位置付けイメージ

※4 旭川市総合計画

本市の様々な計画の中で最も上位の計画で、行政運営における総合的かつ計画的な指針。

※5 旭川市都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に基づき、長期的・総合的視点から将来を見据え、コンパクトシティの実現を目指す、新たな時代の都市計画に関する基本方針。

※6 旭川市行財政改革推進プログラム

効率的かつ効果的な行政運営を推進するとともに、持続可能な財政運営を確立するための行財政改革の取組計画。



## 第 2 章 旭川市の現状と将来の見通し

---

## 1 旭川市の人口

本市の人口は、「図 2-1 人口推移」のとおり、昭和 61 年（1986 年）の 365,311 人をピークにしばらく横ばい傾向となっていました。平成 10 年（1998 年）以降は減少に転じ、平成 25 年（2013 年）には 35 万人を割り込んでいます。

本市が平成 27 年（2015 年）にまとめた人口推計では、平成 43 年（2031 年）頃には 30 万人を割り込み、平成 52 年（2040 年）の将来人口は 264,461 人となっています。

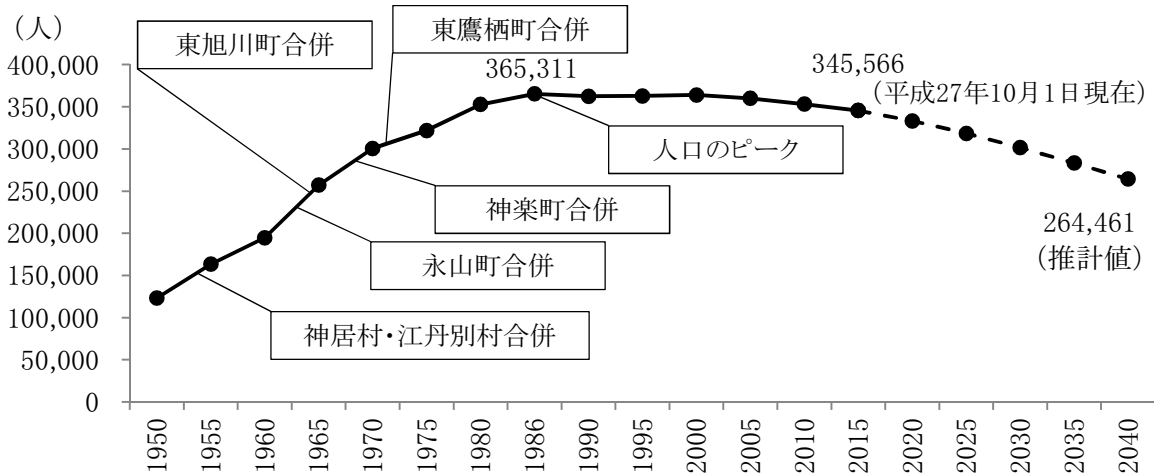


図 2-1 人口推移  
(資料：総合政策部資料より作成)

次に「図 2-2 年齢 3 区分別人口推移」のとおり、年少人口（0～14 歳）では昭和 55 年（1980 年）以降、生産年齢人口（15～64 歳）では平成 2 年（1990 年）以降、減少傾向となっています。

本市の推計によると、平成 52 年（2040 年）には年少人口の割合は 9%未満、生産年齢人口の割合は 50%未満にまで減少する見込みとなっています。

年少人口割合、生産年齢人口割合が減少していく一方で、高齢者人口割合（65 歳以上）は増加傾向となっており、平成 52 年（2040 年）には高齢者人口割合が 42%を超える見込みとなっています。

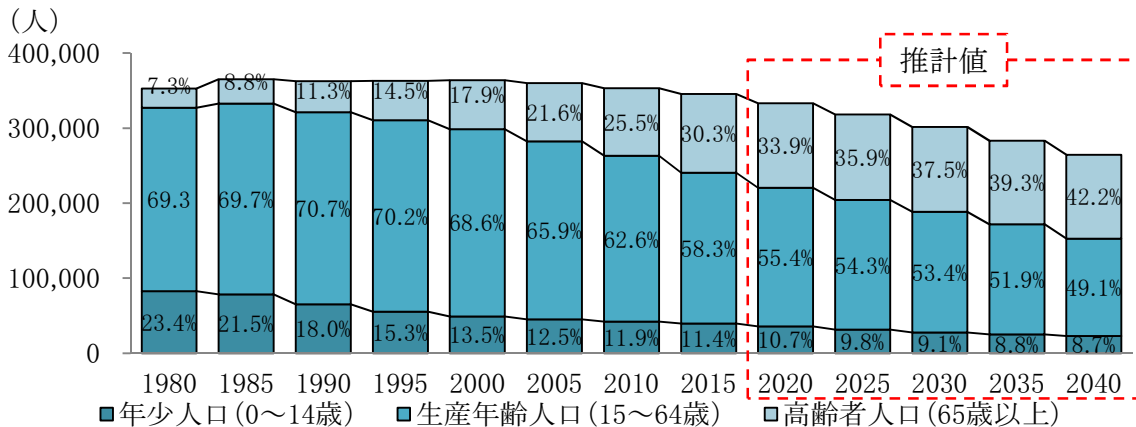


図 2-2 年齢 3 区分別人口推移  
(資料：総合政策部資料より作成)

## 2 旭川市の財政状況

### (1) 歳入決算の推移

本市の歳入は、収入全体に対して自主財源である市税<sup>※7</sup>の割合が低い一方で、地方交付税<sup>※8</sup>や国・道支出金<sup>※9</sup>の割合が高いという特徴があります。

歳入決算の推移を見ると、市税については、国税から地方税へ税源が移譲されたことにより平成19年（2007年）度に一旦増加していますが、その後は景気後退や地価の下落などにより横ばいとなっています。

地方交付税については、平成19年（2007年）度に、税源移譲に伴い減少しました。平成21年（2009年）度からは国の緊急経済対策などにより大きく増加しているものの、平成25年（2013年）度からは減少に転じているなど、今後の先行きについては不透明です。

このように地方交付税は国の施策によって左右されやすく、将来の見通しが立てにくい財源でもあるため、自主財源である市税を安定的に確保することが喫緊の課題となっています。

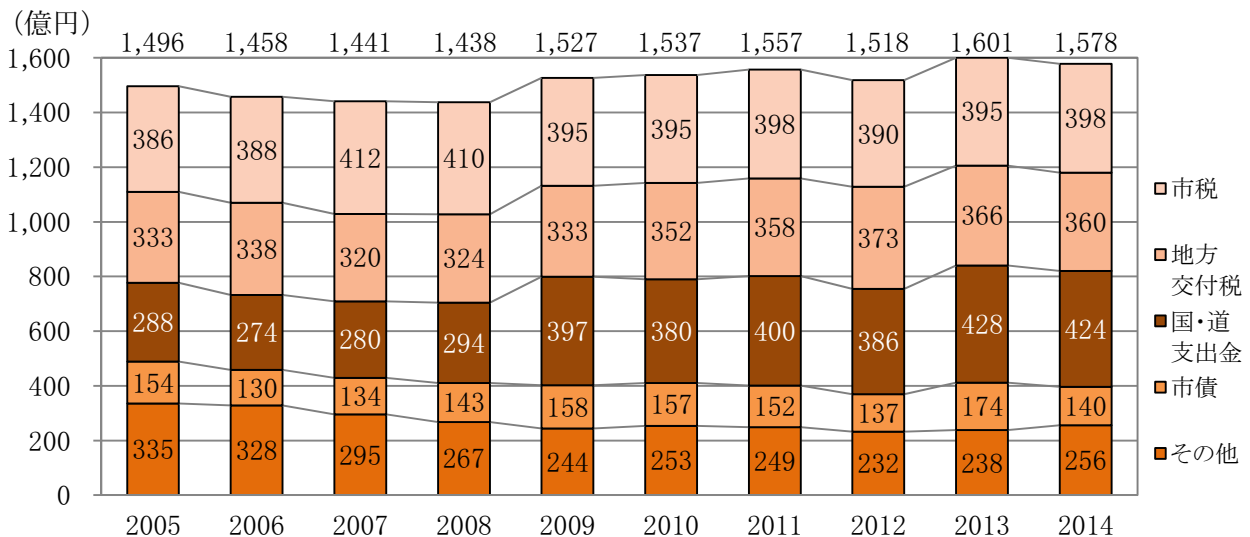


図2-3 歳入決算額（一般会計）推移  
（資料：総合政策部資料より作成）

平成26年（2014年）度歳入決算では、前年度と比較して23億円減少しています。これは、旭川市土地開発公社の解散に伴い、平成25年（2013年）度に第三セクター

※7 市税

市民が納める税金のうち、市の収入とされるもの。（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税等）

※8 地方交付税

地方自治体の財源の不均衡を調整するため、国税の一定割合の額が財政力に応じて交付されるもの。

※9 国・道支出金

市が行う事業に対して、国及び北海道から使い道を特定して交付される補助金や負担金などの総称。

等改革推進債<sup>※10</sup>を発行し、同年度の市債が一時的に増加したことが主な要因です。

また、その他の歳入が増加していますが、これは、旭川市土地開発公社から引き継がれた北彩都地区の土地の売却等により、財産収入が約15億円増加したことが主な要因です。

## (2) 歳出決算の推移

本市の歳出は、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別できます。

義務的経費は、地方債の元利償還金等の公債費<sup>※11</sup>のほか、生活保護費等の扶助費<sup>※12</sup>及び職員給与費等の人件費からなっており、そのうち福祉・医療サービスなどの社会保障関係経費である扶助費は、ここ10年で約1.5倍に増加しています。

主に道路、公園、市営住宅及び学校の建設費用である投資的経費については、一時期は事業費を抑制していましたが、国の緊急経済対策や耐震化の取組等により、平成19年(2007年)度から徐々に増加傾向にあります。

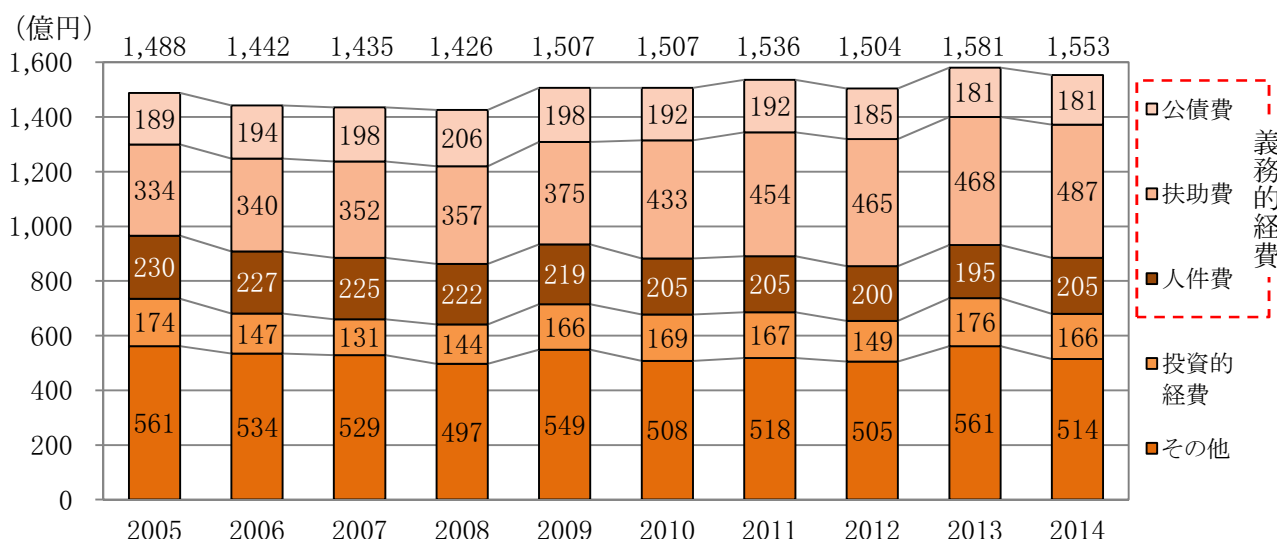


図2-4 歳出決算額(一般会計)推移  
(資料:総合政策部資料より作成)

平成26年(2014年)度歳出決算では、義務的経費が支出全体の約2分の1を占めており、このうち、扶助費は支出全体の約3分の1を占めています。

また、前年度と比較して28億円減少していますが、これは、歳入と同様に旭川市土地開発公社の解散に伴い、債務保証が終了したことなどによるものです。一方で子育て支援施策の充実や臨時福祉給付金支給費の増加、消防広域化等による職員数の増加及び定年退職者数の増加などにより、扶助費や人件費は増額しています。

※10 第三セクター等改革推進費

第三セクター等の抜本的改革に必要な経費の財源に充てるために、平成25年度までの時限的措置で設けられた特例債。

※11 公債費

施設建設などのために借り入れた市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費。

※12 扶助費

生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、市が単独で行う各種扶助の経費。

### 3 公共建築物の現状

#### (1) 市有施設の年度別建築床面積

本市が保有する公共建築物は、平成26年7月1日(2014年)現在で670施設、総延床面積では、約115万㎡となっています。これらの公共建築物の年度別建築床面積は「図2-5 年度別建築床面積」のとおりとなっています。

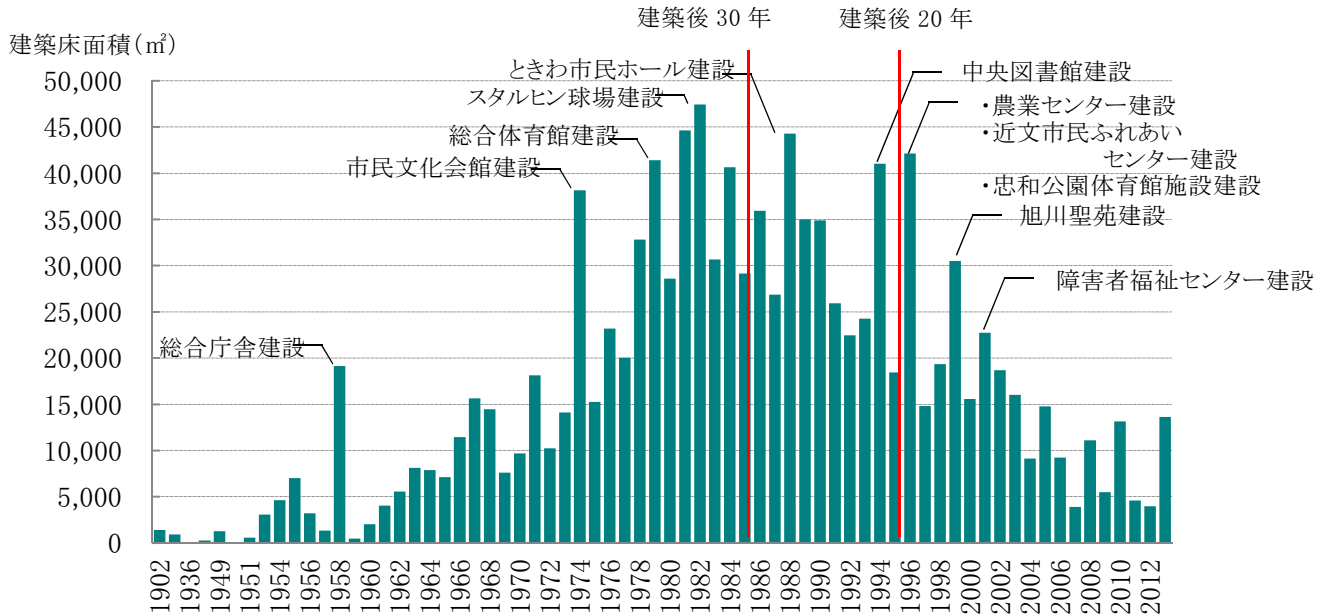


図2-5 年度別建築床面積  
(資料：旭川市公共施設白書)

一般的に、建築物は、建築後30年を経過すると、建物を構成する部位や設備機器などの劣化が目立つようになると言われています。

本市の公共建築物の経過年数別の内訳をみると、「図2-6 経過年数別建築床面積割合」のとおり、建築後30年を経過している施設は総床面積の47%に当たる、約55万㎡となっており、既に多くの施設が大規模修繕や設備機器等の更新時期を迎えていることとなります。

また、20年以上30年未満の施設も28%となっており、今後、大規模修繕や設備機器等の更新時期を迎える施設が更に増大してくることが予想されます。

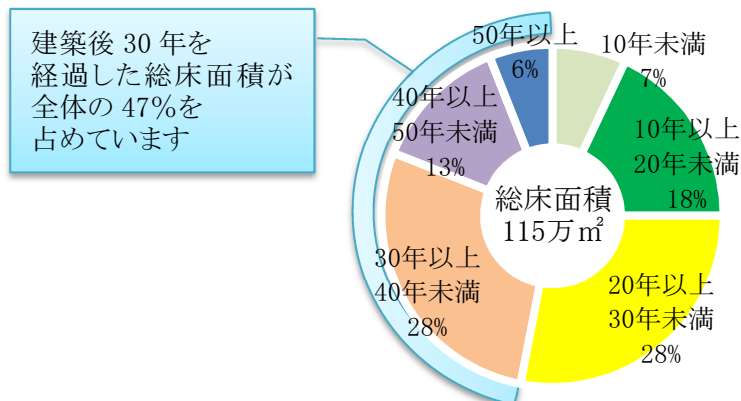


図2-6 経過年数別建築床面積割合  
(資料：旭川市公共施設白書)

(2) 年度別保有床面積推移

本市が保有する公共建築物の床面積は、人口増加とともに増加してきました。

1950年代の公共建築物は、市営住宅、小中学校及び行政施設が主でしたが、1960年代以降、人口の増加に伴い、文化施設、スポーツ施設及び福祉施設など、様々な用途の公共建築物が整備されてきました。

その後、公共建築物の質と量が一定程度充足してきたことや、財政事情により公共建築物の建設を抑制したこともあり、2000年以降、保有床面積の増加は鈍化しています。

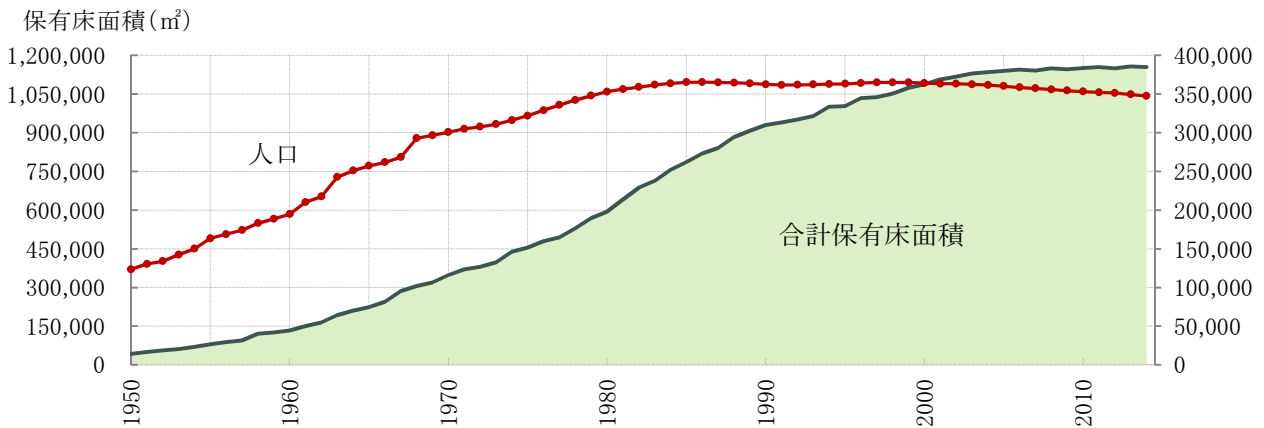


図 2-7 年度別保有床面積推移  
(資料：旭川市公共施設白書)

また、「図 2-8 人口一人当たり保有床面積の中核市比較」は、人口一人当たりの公共施設の保有床面積を、中核市で比較したものです。

本市の人口一人当たりの保有床面積は 3.3 m<sup>2</sup>/人と、中核市の平均値 3.2 m<sup>2</sup>/人を若干上回っていますが、中核市の多くが集中する範囲内にあり、一般的なレベルといえます。

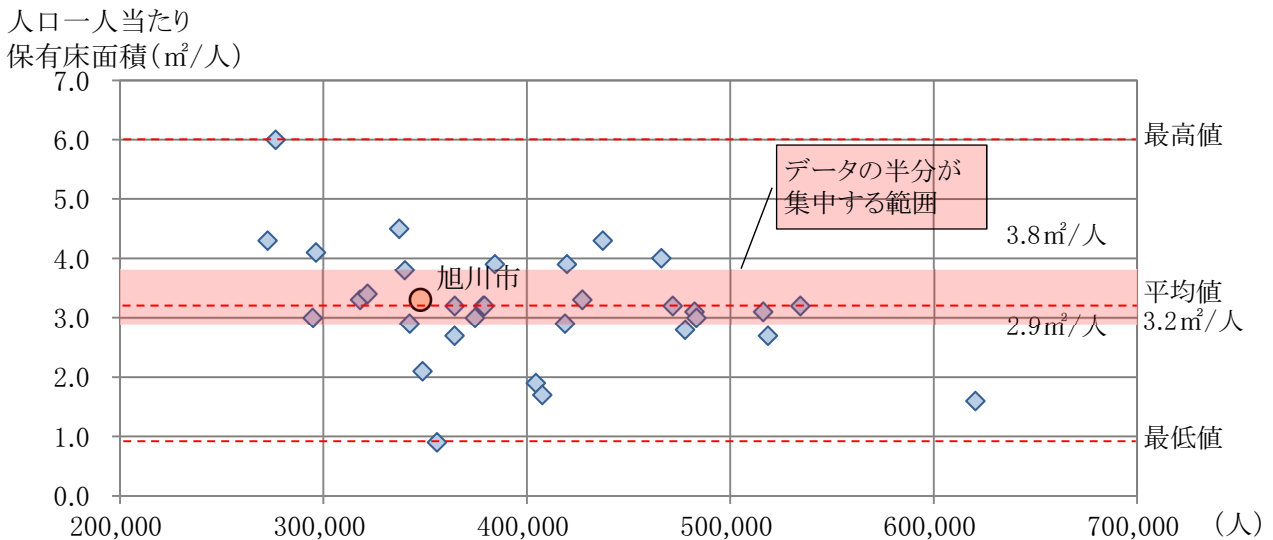


図 2-8 人口一人当たり保有床面積の中核市比較  
(資料：旭川市公共施設白書)

## (3) 用途分類

本計画では、総務省のホームページで公開されている「公共施設更新費用試算ソフト」での用途分類を参考に、公共建築物の設置目的や利用実態により次のとおり分類します。

表 2-1 公共建築物の分類

大分類	中分類	面積 (㎡)	主な施設
市民文化系施設	集会施設	45,045.95	公民館, 住民センター, 地区センター
	文化施設	20,556.87	旭川市民文化会館, 大雪クリスタルホール
社会教育系施設	図書館	10,515.07	図書館
	博物館等	16,266.36	科学館, 彫刻美術館, 井上靖記念館, 常磐館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	30,509.30	総合体育館, 花咲スポーツ公園施設
	レクリエーション施設・観光施設	19,928.19	旭山動物園, 21世紀の森, 江丹別若者の郷
産業施設	産業施設	13,312.56	農業センター, 工業技術センター, 農村地域センター
学校教育系施設	学校	465,975.73	小学校, 中学校, 特別支援教育センター
	その他教育施設	781.16	東旭川学校給食共同調理所
子育て支援系施設	幼稚園・保育園	9,439.87	市立保育所, 通年制保育園, 季節保育所等
	幼児・児童施設	6,225.20	児童センター, 留守家庭児童会
保健・福祉系施設	高齢者福祉施設	5,408.48	老人福祉センター, いきいきセンター
	障害者福祉施設	8,824.84	障害者福祉センター, 愛育センター
医療施設	医療施設	293.46	夜間急病センター
行政系施設	庁舎等	25,922.91	市役所庁舎, 支所
	消防施設	9,524.53	消防出張所, 消防分団詰所
	その他行政系施設	15,444.18	総合防災センター, 土木事業所
市営住宅	市営住宅	370,644.28	市営住宅
公園	公園	17,938.27	公園施設 (管理棟, 公園トイレなど)
供給処理施設	供給処理施設	20,126.86	近文清掃工場, 飲料水供給施設, 近文リサイクルプラザ
その他	その他	40,181.78	7条駐車場, 動物愛護センター, 旭川聖苑, 廃校校舎
合計		1,152,865.85	㎡

(4) 耐震化

「図 2-9 用途分類別新耐震基準適合割合」は、施設数を基準に新耐震基準適合施設の割合を用途分類別に示したものです。

新耐震基準に適合している施設とは、昭和 56 年（1981 年）6 月以降の新耐震基準で建設されたもの、昭和 56 年（1981 年）6 月より前に建設されたもので、耐震診断の結果、耐震性のあることが確認済みのもの及び耐震改修を実施したものです。

新耐震基準に適合した施設の割合としては、医療施設、保健・福祉系施設及び市営住宅が 100%となっているほか、社会教育系施設及び産業施設などで高くなっている一方、行政系施設及び子育て支援系施設での割合が低くなっています。

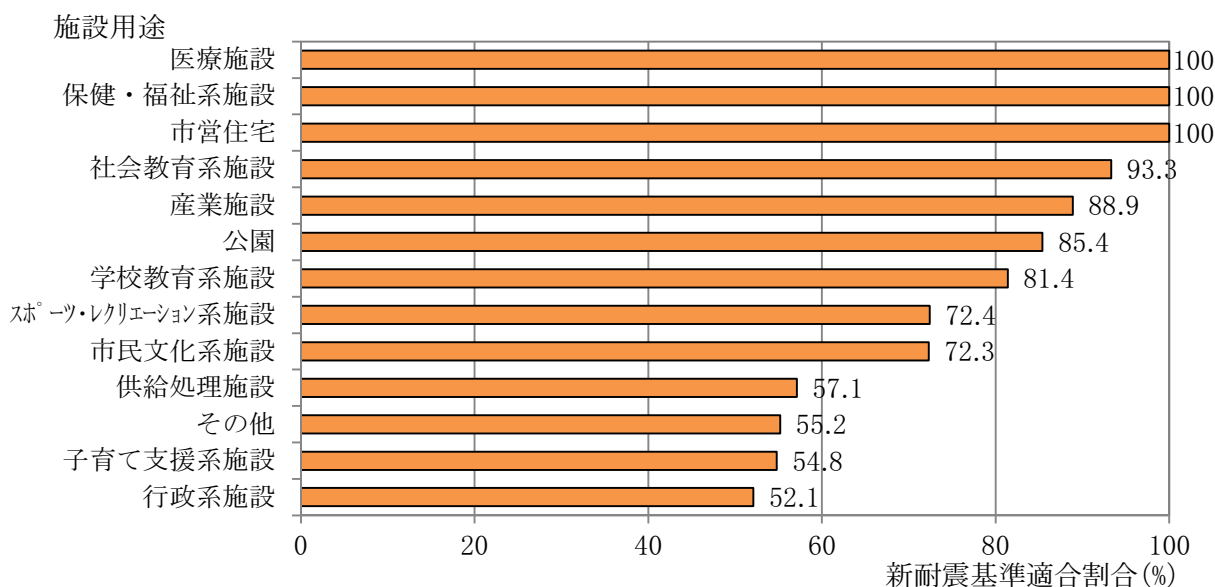


図 2-9 用途分類別新耐震基準適合割合  
(資料：旭川市公共施設白書)



## 4 土木系公共施設の現状

### (1) 土木系公共施設概要

土木系公共施設は、「表 2-2 土木系公共施設概要」のとおり、道路、橋りょう及び公園などに分類します。

土木系公共施設の多くは高度経済成長期に整備され、使用年数の経過により老朽化が進んできており、今後、多くの土木系公共施設が改修等や更新時期を迎えることとなります。

表 2-2 土木系公共施設概要

(平成 27 年 3 月末現在)

区 分	状 況
道路	管理道路約 2,138km 横断歩道橋 3 か所 門型標識 25 か所 トンネル 3 か所 街路灯 8,359 灯
橋りょう	市道橋りょう数 605 橋 総延長約 12km 総面積約 13 万 m <sup>2</sup>
河川	準用河川 3 本 総延長約 4km 普通河川 114 本 総延長約 326km
公園	都市公園等 437 か所 面積約 819 万 m <sup>2</sup> 児童遊園 280 か所 面積約 84,000 m <sup>2</sup>
空港	滑走路延長約 2,500m 敷地面積 214 万 m <sup>2</sup>
農業施設	農道及び林道約 43km 農業集落排水施設污水管約 6.5km 市営牧場草地約 444 万 m <sup>2</sup> 飲雑用水施設 6 施設
農村公園	6 施設 若者の郷 約 91,000 m <sup>2</sup> 農業センター内公園 約 54,000 m <sup>2</sup>
廃棄物処分場	旭川市廃棄物処分場 敷地面積約 180 万 m <sup>2</sup> 埋立面積 132,000 m <sup>2</sup> 中園廃棄物最終処分場 敷地面積約 166 万 m <sup>2</sup> 埋立面積 498,000 m <sup>2</sup>

(2) 土木系公共施設状況

ア 道路（市道）

■ 整備状況

道路は総延長が約2,138kmであり、横断歩道橋3か所、門型標識25か所、トンネル3か所、街路灯は8,359灯です。

■ 老朽化状況

道路（舗装）や道路構造物等は、高度経済成長期に整備されたものも多く、使用年数の経過とともに年々老朽化しています。

特に、道路（舗装）については、ひび割れやわだち掘れなど経年劣化が進んでおり、道路構造物等においても、腐食や老朽化の進行が予想されます。

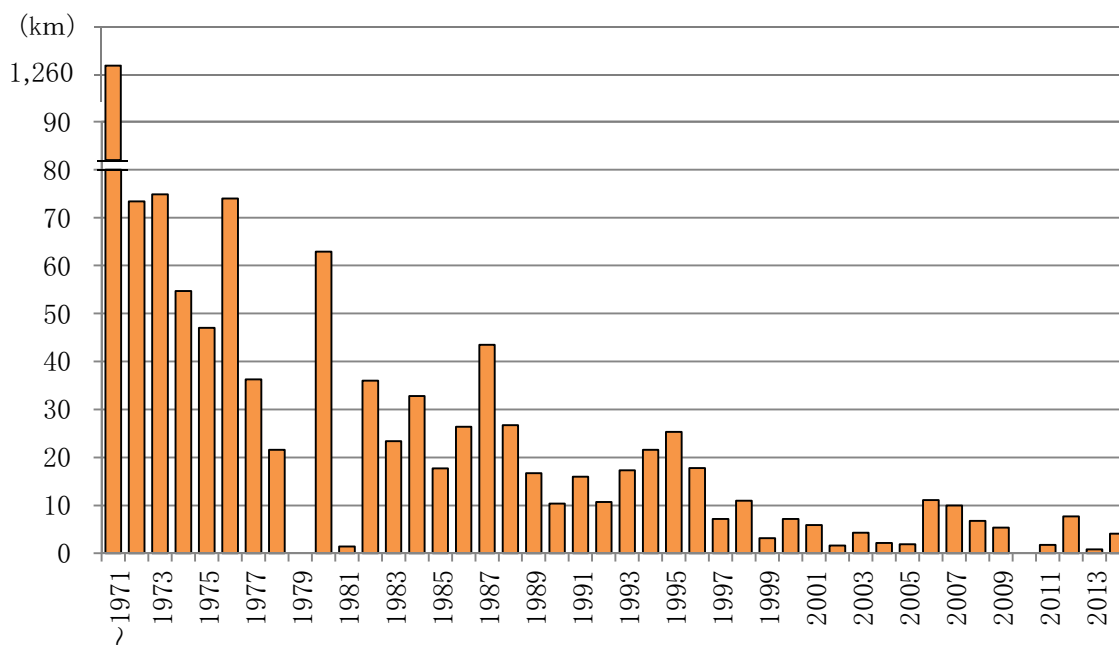


図 2-10 年度別道路（市道）整備状況  
(資料：土木部資料より作成)

イ 橋りょう（市道）

■ 整備状況

道路橋は605橋あり、総延長は約12km、総面積は約13万㎡です。

605橋のうち、鋼橋が100橋、コンクリート橋が330橋、BOX橋が174橋、木橋が1橋です。

■ 老朽化状況

橋りょうは、高度経済成長期以降に整備されたものが多く、建設後50年以上経過する橋りょうについては、現在は全体の5%ですが、約20年後の平成47年（2035年）には全体の47%になります。

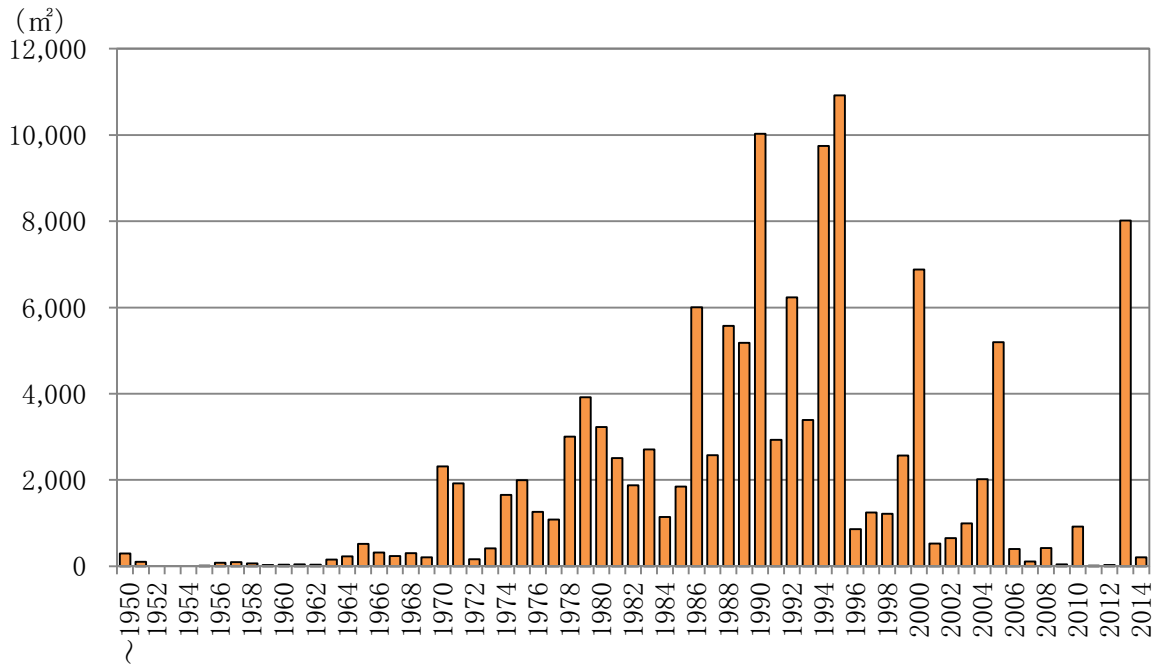


図 2-11 年度別橋りょう整備状況  
(資料：土木部資料より作成)

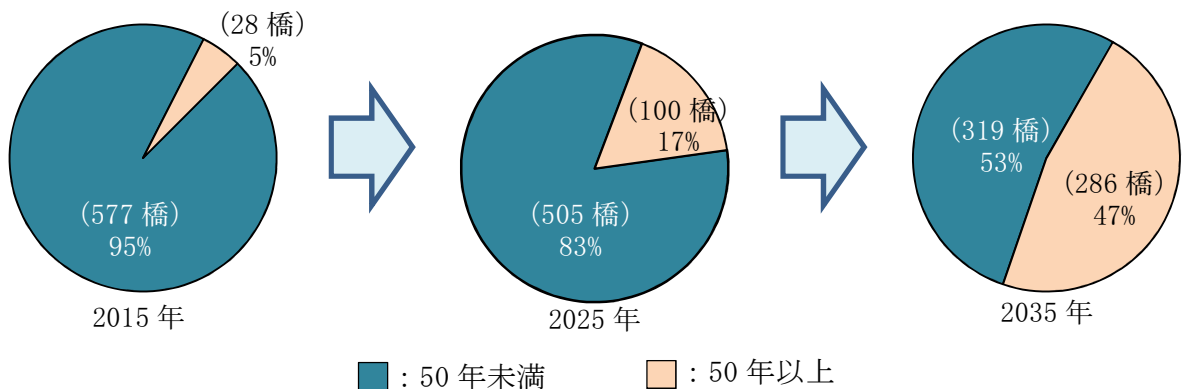


図 2-12 旭川市管理橋の建設後 50 年以上経過する橋りょうの割合  
(資料：土木部資料より作成)

ウ 河川

■ 整備状況

準用河川は旭神川、南校川及び十五号川の 3 河川あり、総延長は 4.1km であり、このうち住宅街を流れる旭神川及び南校川については、護岸整備が終了しています。

普通河川は 114 本あり、総延長は 326.1km あります。郊外を流れる小規模な河川が多く、山林等の中を自然の地形に沿って流れています。一部、営農地域の普通河川においては、排水機能を確保するために農地整備に合わせてコンクリート構造物による護岸整備が行われています。

■ 老朽化状況

自然地形を流れる普通河川においては、老朽化する構造物はほとんどありませんが、営農地域の河川は、高度経済成長期に整備されたコンクリート構造物が多く、

使用年数とともに年々、老朽化が進んでいます。

## エ 公園

### ■ 整備状況

公園は都市公園<sup>※13</sup>と都市公園法に基づかない公園<sup>※14</sup>があり、施設数は437か所、総面積は約819万㎡で、公園の管理面積は年々増加しています。

都市公園で、開設後30年を経過している公園は、全体の48%で198か所、20年以上30年未満は27%で113か所あります。

児童遊園の施設数は280か所あり、総面積は約84,000㎡で、管理面積は年々増加しています。

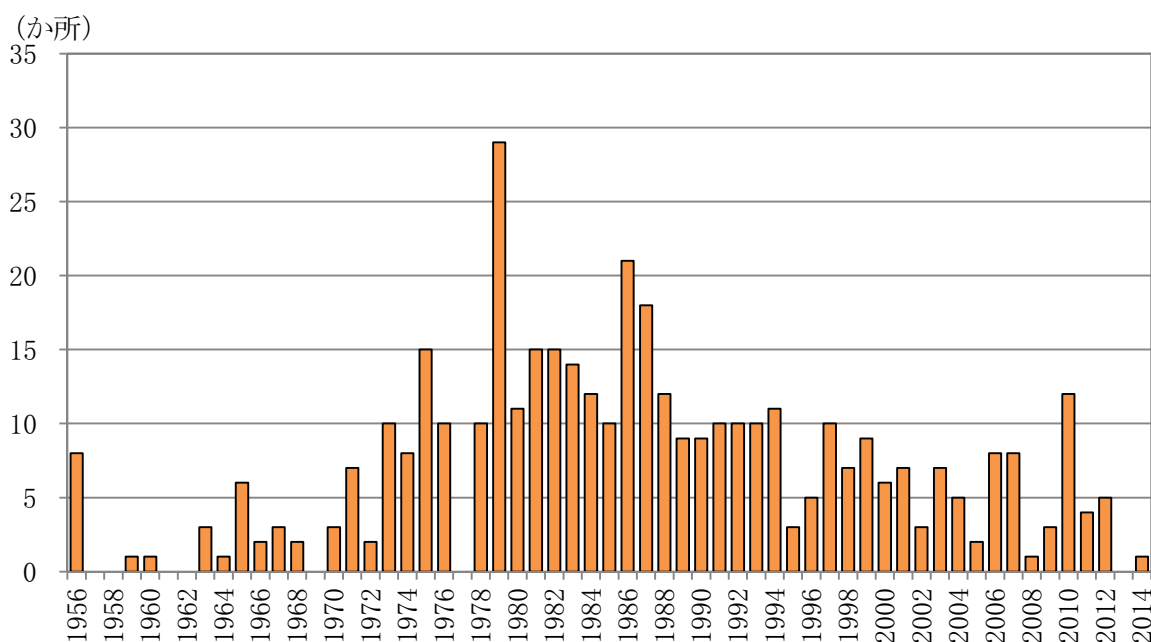


図 2-13 年度別公園整備状況  
(資料：土木部資料より作成)

### ■ 老朽化状況

公園や児童遊園については高度経済成長期に整備されたものが多く、本市が整備したものほかに民間業者による団地等の開発行為により整備され、その後、公園や児童遊園として本市に管理が引き継がれたものなどが含まれています。

公園、児童遊園ともに、老朽化による遊具や外柵（フェンス）の破損が懸念されます。

※13 都市公園

市が管理する公園の内、供用開始のための公示を行った公園のこと。

※14 都市公園法に基づかない公園

市が管理する公園の内、供用開始のための公示を行っていない公園のこと。

## オ 空港

### ■ 整備状況

旭川空港は、本市が管理する特定地方管理空港（設置者：国土交通大臣）であり、施設規模としては、敷地面積約 214 万㎡、滑走路約 2,500m のほか、誘導路、エプロン（駐機場）などの空港基本施設（舗装面積約 374,000 ㎡）や、場周・保安道路、橋りょう、道路・駐車場、場周柵、排水施設、調整池などの空港付帯施設等があります。

また、滑走路灯・誘導路灯や進入灯などの航空灯火についても、本市で整備・維持管理をしています。

### ■ 老朽化状況

旭川空港滑走路の拡張整備が完了して 15 年以上が経過し、滑走路やエプロン等のアスファルト舗装、コンクリート舗装は、老朽化が進行していることから、ひび割れやわだち掘れが発生しています。

## カ 農業施設

### ■ 整備状況

農道及び林道は、総延長が約 43km あります。

農業集落排水施設の污水管総延長は約 6.5km あります。

旭川市営牧場は、草地が約 444 万㎡、管理用が道路約 4km あります。

農業用パイプラインは、総延長が約 8km あります。

飲雑用水施設は市内に 6 地区あり、配管総延長は 38km あります。

### ■ 老朽化状況

農道及び林道は未舗装で、大雨や融雪時の土砂流出があった場合は、修繕等を実施しています。

旭川市営牧場の草地は雑草化や泥濘化が進んでおり、管理用道路は未舗装で降雨・融雪の影響が大きく路面の補修が必要になります。

飲雑用水施設の一部の配水管は、布設から 50 年が経過し、老朽化が進んでいます。

## キ 農村公園等

### ■ 整備状況

農村公園の施設数は、6 か所あります。

若者の郷は、農村公園、テニスコート、球技場、キャンプ場、市民農園を整備し、都市農村交流機能を持った公園施設で、面積は約 91,000 ㎡あります。

農業センター内公園の面積は、約 54,000 ㎡あります。

### ■ 老朽化状況

農村公園の施設の多くは、木製品が使用されているため風雨による腐食が進んで

います。

若者の郷のテニスコートは、地盤の浮沈による凹凸やクラックが生じています。

農業センター内公園は、開設から18年が経過し、散策路の舗装が一部剥がれる、ひびが入るなど、老朽化が進んでいます。

#### ク 廃棄物処分場

##### ■ 整備状況

旭川市廃棄物処分場は、敷地面積179.7ha、埋立面積13.2ha、埋立容量184万 $\text{m}^3$ 、浸出水処理能力は1日当たり600 $\text{m}^3$ であり、平成15年7月から供用を始めています。

中園廃棄物最終処分場は、敷地面積165.8ha、埋立面積49.8ha、埋立容量660万 $\text{m}^3$ 、浸出水処理能力は1日当たり1,500 $\text{m}^3$ であり、昭和54年6月から供用を開始し、平成15年6月に埋立てを終了しました。その後、平成16年度～平成21年度には同処分場を早期に廃止するため、埋立地の安定化促進、浸出水発生量抑制等の閉鎖工事を実施しています。

##### ■ 老朽化状況

旭川市廃棄物処分場は、供用開始から12年が経過していますが、埋立て期間を当初の平成30年3月から12年間延長したことにより、平成42年3月まで埋立てを継続する予定です。同処分場の維持管理業務、修繕等で施設の維持補修等を実施していますが、構造物の老朽化は進んでいます。

中園廃棄物最終処分場は、供用開始後36年、埋立て終了後12年が経過していますが、調整池、浸出水処理施設等は周囲の環境保全のため、埋立て終了後も継続して使用しています。同処分場の維持管理業務、修繕等で施設の維持補修等を実施していますが、構造物の老朽化は進んでいます。

## 5 企業会計施設の現状

### (1) 企業会計施設概要

企業会計施設は、上水道、下水道及び市立旭川病院に分類します。

表 2-3 は、本市の企業会計施設の状況です。

表 2-3 企業会計施設概要

(平成 27 年 3 月末現在)

区 分	状 況
上水道	浄水場 2 か所 水道管路約 2,235km
下水道	下水処理センター ポンプ場 2 か所 (雨水汚水各 1 か所) 下水道管路約 1,906km
市立旭川病院	病院 5 棟 延床面積約 43,887 m <sup>2</sup> 医師住宅 延床面積約 1,641 m <sup>2</sup>

### (2) 企業会計施設状況

#### ア 上水道

##### ■ 整備状況

本市には、石狩川を水道水源とする石狩川浄水場と忠別川を水道水源とする忠別川浄水場の 2 か所があり、管路全体延長は約 2,235km あります。

配水管や浄水場などの施設は、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて行われた町村合併や高度経済成長による市勢の発展に対応するため、集中的に拡張整備を行うことにより、市民の生活用水をはじめとする水需要に対処してきましたが、現在では必要な整備をほぼ終え、普及率は 94.5% (平成 26 年度末) です。

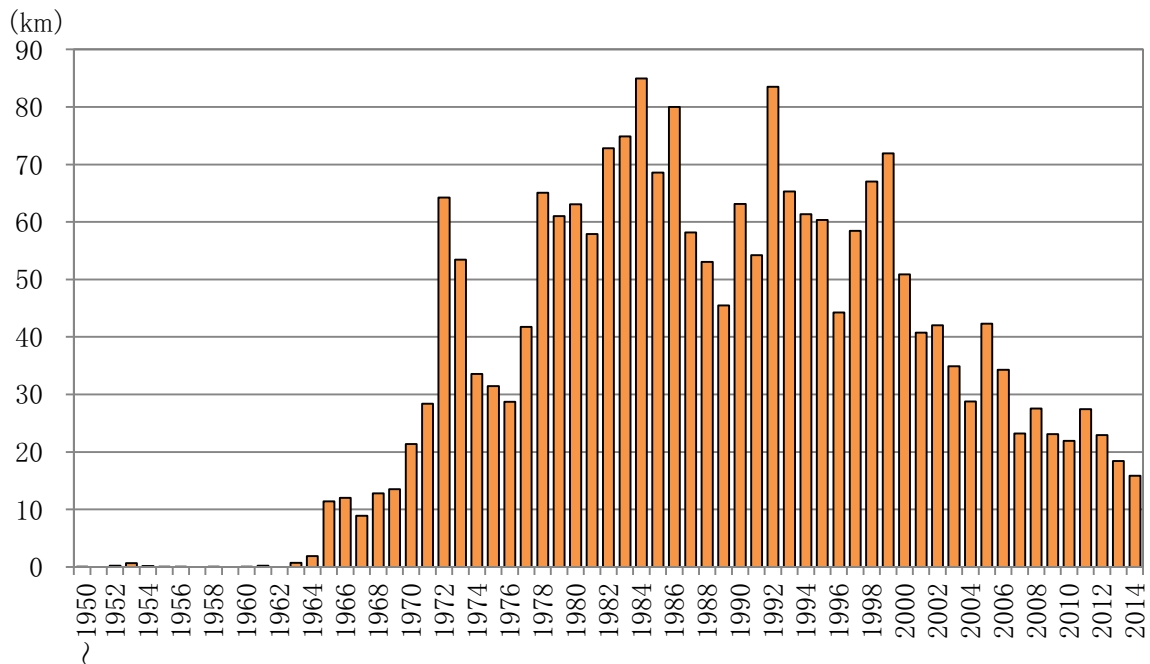


図 2-14 年度別上水道管路整備状況  
(資料：水道局資料より作成)

■ 老朽化状況

現在、埋設されている配水管のうち、昭和40年代に布設された塩化ビニル管は老朽化による漏水が見られ、貴重な水資源の浪費や道路の陥没による二次災害を招くおそれがあります。

また、浄水場の施設や設備は、市勢の急速な発展に伴う水需要の増加に対応するために、昭和40年代から50年代の同時期に整備を行ってきた施設や設備が多数あり、今後、集中的に大規模な更新時期を迎えることから、更新費の増加が見込まれています。

■ 経営状況

水道料金収入は、ここ数年減少傾向が続いており、今後も減少していくことが予想されます。一方、物価上昇や委託人件費の増加により、維持管理費用は増加傾向にあります。

建設改良費<sup>※15</sup>は、企業債<sup>※16</sup>残高を減らしていくために、事業費の平準化を図っており、毎年約20億円で推移しています。

平成26年度末資金残高は20億円になっていますが、今後は更に施設更新を計画的に実施していく必要があります。

イ 下水道

■ 整備状況

平成26年度末現在、下水道管路の総延長は約1,906kmです。

下水道を利用可能な処理区域の面積は約8,013万㎡で、下水道における計画区域(約8,097万㎡)に対して約99%まで整備が進展しています。また、処理区域内の人口は、本市人口の96.7%に達しています。

このように、本市の市街地では快適・衛生的な生活環境の基盤がほぼ整ったと言える状況です。

---

※15 建設改良費

地方公営企業の固定資産の新規取得又は増設などに要する経費。

※16 企業債

地方公営企業が建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債。



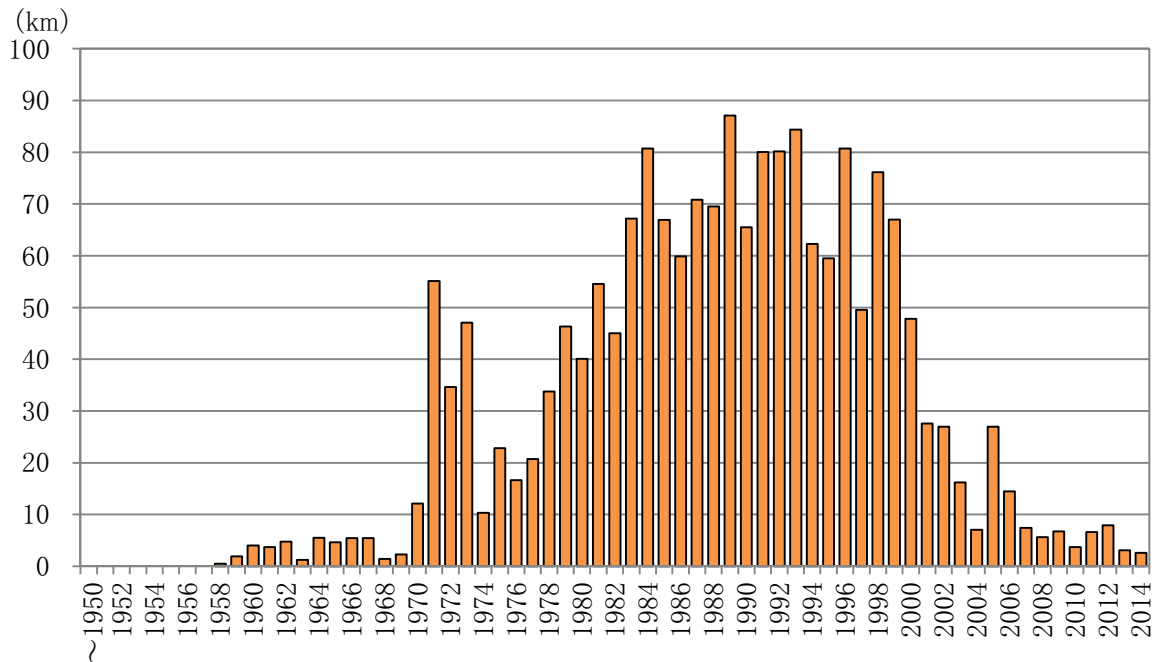


図 2-15 年度別下水道管路整備状況  
(資料：水道局資料より作成)

■ 老朽化状況

平成 26 年度末現在、標準耐用年数 (50 年) を経過している下水道管路の延長は、約 22km ですが、10 年後は約 200km、20 年後には約 629km と増加し続けます。

また、旭川市下水処理センターは、供用開始から 30 年以上が経過しているほか、亀吉雨水ポンプ場は、供用開始から 50 年以上経過しています。

■ 経営状況

下水道使用料収入は、横ばい若しくは微減傾向にあります。

それに対して、物価上昇や委託人件費の増加により、維持管理費用は増加傾向にあります。

企業債残高を減らしていくために、建設改良事業は優先順位をつけて行っています。

事業運営や建設改良などで生じた資金不足を、企業債で補っているため、借入金 は増加傾向にあるほか、長期運転資金の確保が課題となっています。

ウ 市立旭川病院

■ 整備状況

市立旭川病院は、北海道北部の基幹病院であるとともに、地域住民が安心して医療を受けられる医療機関であり、医師住宅棟を含め、6 棟の建物からなる施設です。

平成 7 年の入院病棟及び感染症病棟の建替え後、平成 9 年には北病棟、平成 12 年には、外来棟をそれぞれ整備しました。

■ 老朽化状況

管理棟及び医師住宅においては、既に建設から40年程度経過しており、建築基準法の新耐震基準に適合していないため、改修若しくは建替えの措置が必要となっています。外来棟や入院病棟など平成7年以降に整備された建物については、設備系統及び機器の更新時期を迎えています。

■ 経営状況

資産のうち固定資産では、平成5年～平成7年における入院病棟建設や平成8年～平成12年における外来棟建設による資産取得により増加しました。

入院病棟の一部の減価償却が平成23年に終了したものの、外来棟は平成52年まで減価償却の負担は残っています。また、平成23年までは、企業債残高が純資産となっているため純資産(資本金)比率が高くなっていますが、平成24年以降は大幅に低下します。逆に負債比率は大幅に上昇しています。

建物は、耐用年数が到来するものが多くなり、今後は修繕等で長寿命化を図りながら維持管理しなければなりません。そのためには多額の費用が必要となることから、安定的な経営を持続するためには、一般会計からの繰入などがなければ厳しい状況がしばらく続くものと考えられます。

## 6 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み

中長期的な改修・建替えなどの更新費用の試算は、総務省ホームページで公開されている「公共施設更新費用試算ソフト（H25年度）」（以下「本ソフト」という。）を用いて次の条件で算出しています。

- ・更新費用試算の対象とする公共施設等は、学校、市営住宅等の公共建築物、道路、橋りょうの土木系公共施設及び上水道、下水道の企業会計施設とします。これらの投資額は、本ソフト仕様書によると、市町村の行政投資額<sup>※17</sup>総額の約9割を占めていることから、これらを対象とすることで将来必要な更新費用をおおむね把握することができると考えられるためです。
- ・本ソフトは将来の財政運営の参考とするために簡易的に将来更新費用等を算出することを目的としています。そのため、必ずしも実態を反映したものとはなっていない場合があります。
- ・試算結果には、恒常的に発生する建物保守等の維持管理費や部分的な修繕費などは含まれていません。
- ・試算結果は、一般財源ベースではなく事業費ベースとなっています。
- ・建替え及び大規模改修の工事実施期間は、それぞれ3か年、2か年としています。
- ・試算段階で既に建設後の更新時期を経過している公共建築物について、建替え及び大規模改修に伴う更新費は、それぞれ積み残し更新費として工事実施期間のうち最初の3か年で振り分けています。また、同様に土木系公共施設及び企業会計施設については、最初の5か年で振り分けています。
- ・更新単価については、用途別に設定されている表2-4～2-6の標準単価をそのまま採用しています。
- ・試算に際しては、大規模改修実施済みといった施設の個別事情は考慮されていません。そのため、大規模改修実施済みの施設についても設定期間どおりに大規模改修を行った場合の推計値となっています。
- ・公共建築物の試算は、旭川市公共施設白書で対象とした670施設全てを対象として算出していますが、現時点で把握している廃止、除却予定施設及び廃校舎などは除いています。

また、更新期間は以下のとおりで試算しています。

- ・公共建築物 ～建築後30年で大規模改修，60年で建替え
- ・道路 ～15年で舗装部分の更新（打換え）
- ・橋りょう ～60年で更新
- ・水道管 ～40年で更新

※17 行政投資額

国，地方公共団体等が行った投資的事業費のこと。

- ・ 下水道管                      ~50年で更新

表 2-4 公共建築物標準単価表

単価名	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
社会教育系施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>
産業施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
学校教育系施設	17 万円/m <sup>2</sup>	33 万円/m <sup>2</sup>
子育て支援系施設	17 万円/m <sup>2</sup>	33 万円/m <sup>2</sup>
保健・福祉系施設	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>
医療施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
行政系施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
市営住宅	17 万円/m <sup>2</sup>	28 万円/m <sup>2</sup>
公園	17 万円/m <sup>2</sup>	33 万円/m <sup>2</sup>
供給処理施設	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>
その他	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>

表 2-5 土木系公共施設標準単価表

単価名	更新単価
道路	
1 級市道	4,700 円/m <sup>2</sup>
2 級市道	4,700 円/m <sup>2</sup>
その他の市道	4,700 円/m <sup>2</sup>
自転車歩行者道	2,700 円/m <sup>2</sup>
橋りょう	
PC 橋	425 千円/m <sup>2</sup>
RC 橋	425 千円/m <sup>2</sup>
鋼橋	500 千円/m <sup>2</sup>
木橋その他	425 千円/m <sup>2</sup>

表 2-6 企業会計施設標準単価表（市立旭川病院除く）

単価名		更新単価
上水道施設		
配水管 (管径)	50 mm以下	97 千円/m
	75 mm以下	97 千円/m
	100 mm以下	97 千円/m
	125 mm以下	97 千円/m
	150 mm以下	97 千円/m
	200 mm以下	100 千円/m
	250 mm以下	103 千円/m
	300 mm以下	106 千円/m
	350 mm以下	111 千円/m
	400 mm以下	116 千円/m
	450 mm以下	121 千円/m
	500 mm以下	128 千円/m
	550 mm以下	128 千円/m
	600 mm以下	142 千円/m
	700 mm以下	158 千円/m
	800 mm以下	178 千円/m
	900 mm以下	199 千円/m
	1,000 mm以下	224 千円/m
1,100 mm以下	250 千円/m	
1,200 mm以下	279 千円/m	
下水道施設		
コンクリート管		124 千円/m
陶管		124 千円/m
塩ビ管		124 千円/m
更生管		134 千円/m
その他		124 千円/m

(1) 公共建築物

現在の公共建築物をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる施設の整備費（将来必要施設整備費）は約4,560億円、1年間に平均すると約114億円が必要という試算結果になります。

過去5年間にかけた施設整備費（過去5年間施設整備費）を1年間に平均すると約50億円です。

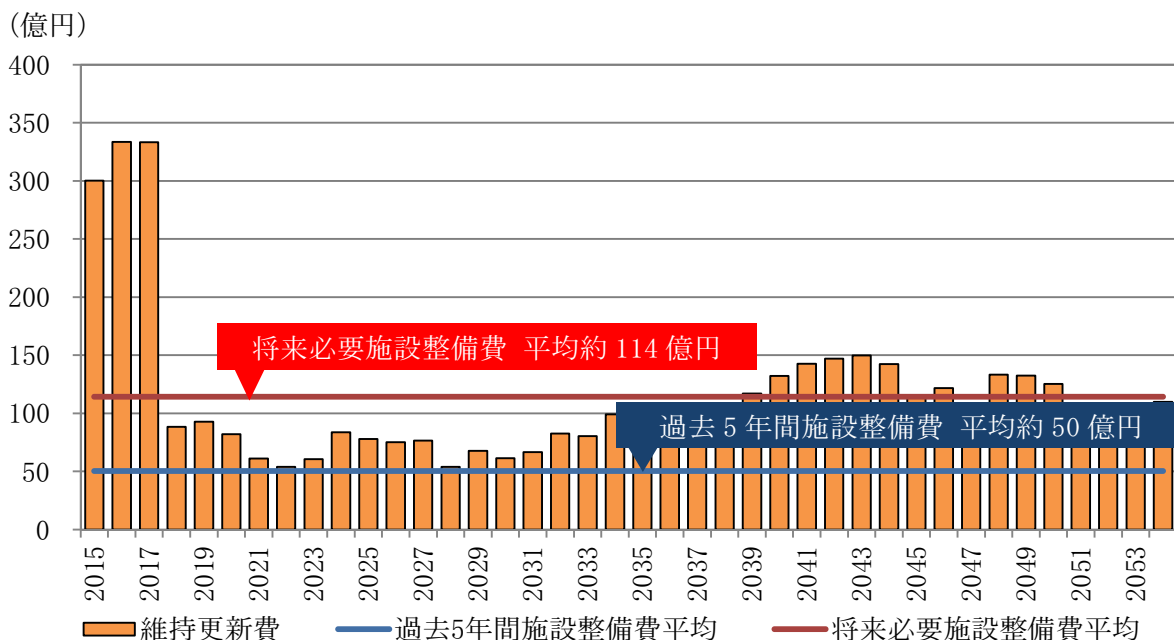


図 2-16 公共建築物の将来更新費用推計  
(資料：旭川市公共施設白書)

(2) 土木系公共施設

現在の道路をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる施設の整備費は約3,471億円、1年間に平均すると約87億円が必要という試算結果になります。

過去5年間にかけた施設整備費を1年間に平均すると約50億円です。

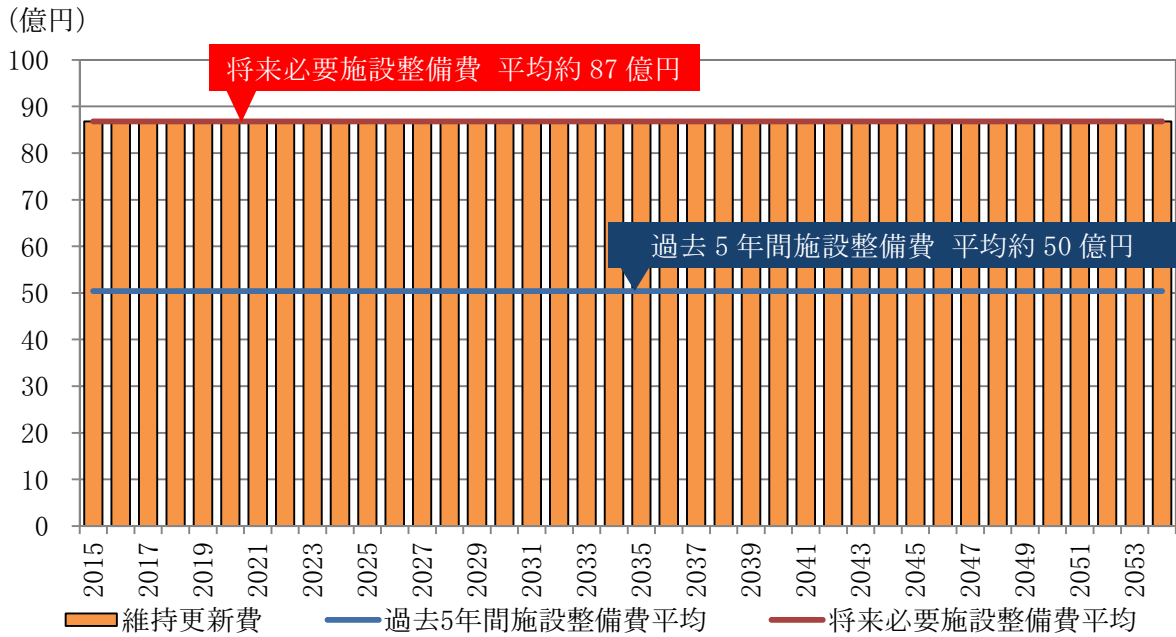


図 2-17 道路の将来更新費用推計

同様に橋りょうをそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる施設の整備費は約388億円、1年間に平均すると約10億円が必要という試算結果になります。

過去5年間にかけた施設整備費を1年間に平均すると約4億円です。

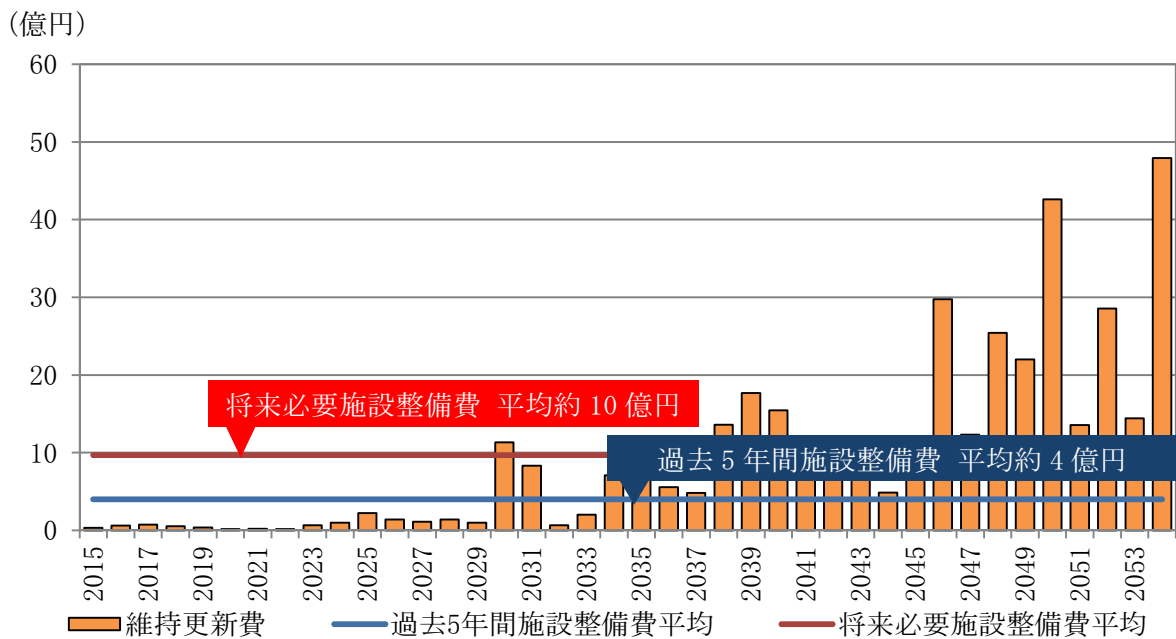


図 2-18 橋りょうの将来更新費用推計

(3) 企業会計施設

現在の上水道（水道管）をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる施設の整備費は約2,195億円、1年間に平均すると約55億円が必要という試算結果になります。（浄水場整備費含まず）

過去5年間にかけた施設整備費を1年間に平均すると約9億円です。

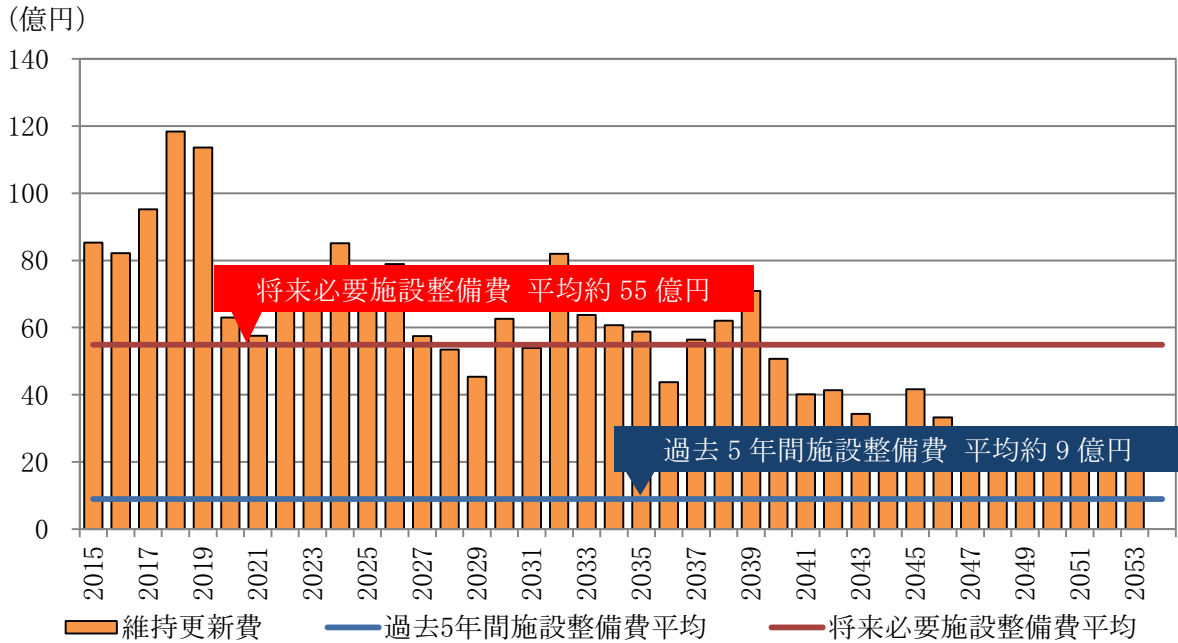


図 2-19 上水道の将来更新費用推計

同様に下水道（下水道管）をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる施設の整備費は約2,248億円、1年間に平均すると約56億円が必要という試算結果になります。（下水処理場整備費含まず）

過去5年間にかけた施設整備費を1年間に平均すると約7億円です。

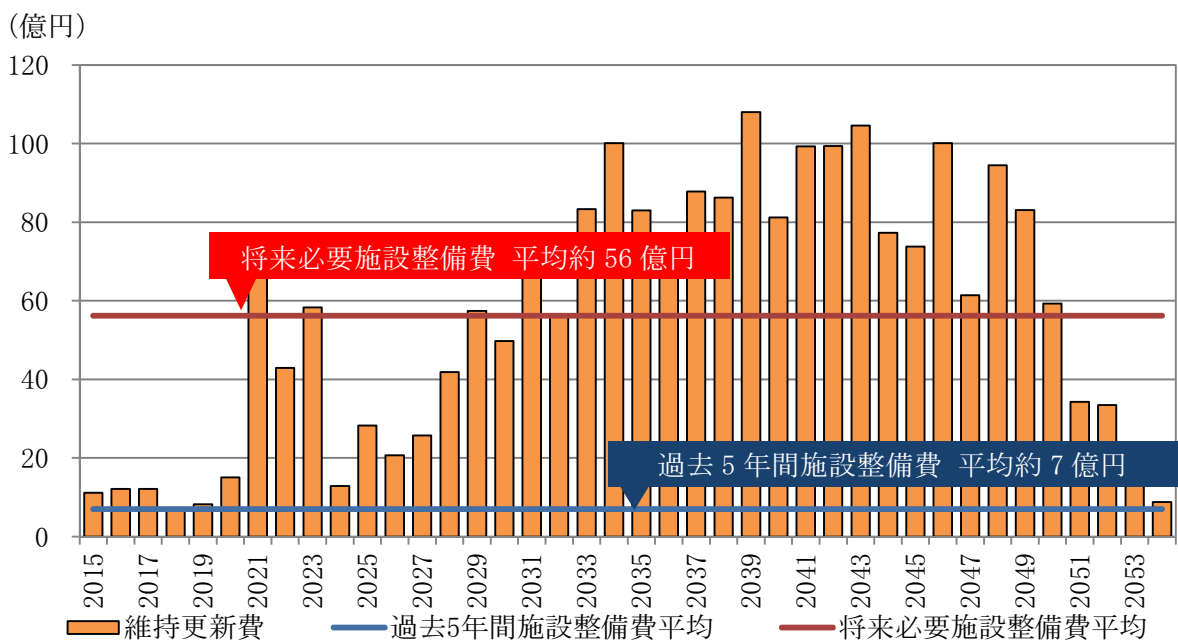


図 2-20 下水道の将来更新費用推計



(4) 公共施設等（全体）

現在の公共建築物，道路，橋りょう，上水道及び下水道をそのまま維持したと仮定すると，今後40年間で必要となる施設の整備費は約12,871億円，1年間に平均すると約322億円が必要という試算結果になります。

過去5年間にかけた施設整備費を1年間に平均すると約120億円です。

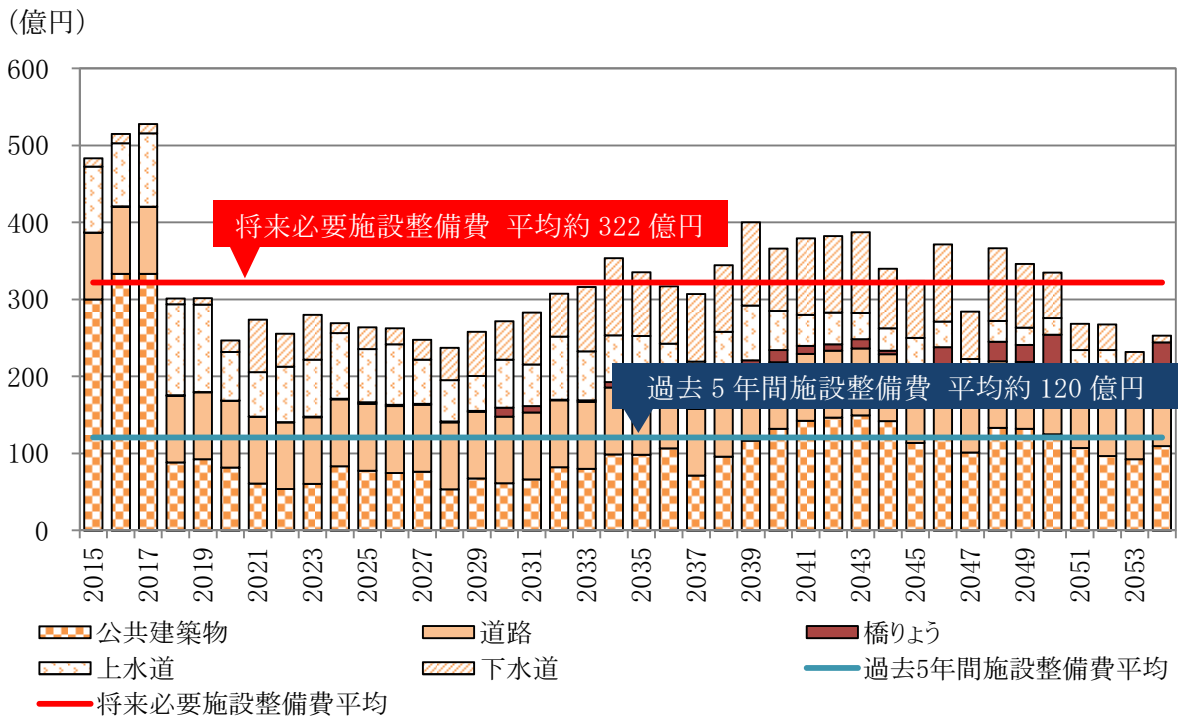


図 2-21 公共施設等の将来更新費用推計

過去5年間施設整備費の平均額約120億円を平成27年(2015年:人口345,566人)人口で割った，人口一人当たりの施設整備費負担額(円/人)を試算すると，34,726円/人ですが，将来必要施設整備費の平均額約322億円を平成52年(2040年:推計人口264,461人)人口で割った，人口一人当たりの施設整備費負担額(円/人)を試算すると，121,757円/人となり，施設を現状のまま維持するとした場合，人口減少の影響もあり，市民一人当たりの負担額は，現状の約3.5倍になります。

表 2-7 平成27年及び平成52年の人口における人口一人当たりの施設整備費負担額

	過去5年間 施設整備費	平成27年人口 345,566人	将来必要 施設整備費	平成52年人口推計 264,461人
公共建築物	約50億円	14,469円/人	約114億円	43,107円/人
土木系公共施設	約54億円	15,627円/人	約97億円	36,678円/人
上下水道	約16億円	4,630円/人	約111億円	41,972円/人
計	約120億円	34,726円/人	約322億円	121,757円/人

## 7 公共施設等の課題

### (1) 公共建築物

公共建築物の老朽化が進むことで、今後、修繕や建替えが必要になってきますが、現在の総量をそのまま維持することは、財政上難しいことが予想されます。

また、本市の人口一人当たりの保有床面積は、平成26年(2014年)には、3.3㎡/人でしたが、現在の保有床面積をそのまま維持したとすると、平成52年(2040年)には、4.3㎡/人となり、一人当たりの保有床面積が増えることが予想されます。

今後の人口減少や社会情勢の変化により、公共施設に求められる市民ニーズが変化していくことが予想されることから、それに応じた対策が求められます。

市民アンケートの結果、73.1%の方が公共建築物の総量について見直しが必要であると回答しています。

施設の改修等の現状として、修繕履歴や修繕計画がないまま事後保全<sup>※18</sup>型の修繕が実施されていますが、今後は壊れてから直すのではなく、計画的に改修等を実施することが必要です。

また、財政上の制約で必要な改修等が十分に行えていない施設、法定点検以外の点検が行われていない施設、耐震診断が未実施又は耐震性が不十分な施設などがあり、今後は適切な維持管理を行うことが必要です。

さらに、各種委託業務の包括契約<sup>※19</sup>及び一括契約<sup>※20</sup>の導入や、施設の整備及び更新等において、民間事業者の資金やノウハウを活用することなど、コストの抑制に向けて更に検討することが必要です。

市民アンケートの結果、公共建築物の管理運営の取組について、90.3%の方が優先度をつけて改修を進めていくべきであると回答しています。また、72.3%の方が民間の技術やノウハウを導入するべきであると回答しています。

しかし、54.3%の方が管理運営に必要な費用を市民全体で負担することについては、抵抗がある(適当ではない)と回答しています。

公共建築物に係る経費が、現在のままであると仮定すると、今後の人口減少により、市民一人当たりの公共建築物に係る負担額が増えることが予想されます。施設に係る経費は、受益者負担と公費負担で賄われており、利用者間の公平性ととも、納税者間の公平性についても議論を進め、見直すことが求められています。

このような課題を解決するためには、長期的・総合的な視点で全庁横断的に施設マ

※18 事後保全

建築物等の部分あるいは部品に不都合・故障が生じた後に、部分あるいは部品を修繕または交換し、性能・機能を所定の状態に戻すこと。

※19 包括契約

内容の異なった業務を一緒に契約する手法のこと。

※20 一括契約

内容が同じ業務を一緒に契約する手法のこと。

ネジメントに取り組む必要があることから、今後、推進体制を構築する必要があります。

まちづくり推進協議会では、今までの縦割りの行政を改善して横の連携を強めてほしいといった御意見がありました。

## (2) 土木系公共施設

多くの土木系公共施設は今後、老朽化が進みますが、市民が安心して生活するための都市基盤施設であることから、公共建築物のように複合化等の対応で総量を縮減することが困難な施設です。

限られた財源の中で、今後も継続して市民に対し公共サービスを提供するためには、施設を長寿命化し、使用年数を延ばすなどの対応が必要となります。

また、土木系公共施設は、損傷があれば市民生活に多大な影響を及ぼすことから、予防保全型の取組をさらに推進していく必要があります。

そのほか、近接目視による点検が義務化された土木系公共施設があることや、耐震補強が必要な橋りょうがあることなどから、今後、多額の費用が必要となることが予想され、どのように財源を確保するかが課題となります。

## (3) 企業会計施設

上下水道施設においては、人口の減少に伴い水需要が減少していることから、経営の根幹である上下水道使用料金収入が減少傾向にあります。

そのような厳しい財務状況にあっても、市民生活に不可欠な施設であることから、将来にわたってその役割を果たし続けられるよう、老朽化が進む既存施設の更新、長寿命化及び自然災害への対応等に取り組んでいく必要があります。

市立旭川病院の入院病棟、感染症病棟、北病棟及び外来棟は、設備機器の更新時期を迎えるため、多額の費用が必要となることが予想されます。

また、管理棟及び医師住宅は新耐震基準に適合していないため、耐震改修又は建替えが必要となります。

しかし、経営状況が厳しいことから、計画的に更新や耐震改修を行っていく必要があります。優先順位などについて検討する必要があります。

## (4) 財政的課題

本市の財政状況については、歳入では、自主財源の収入全体に占める割合が低く、今後の見通しが立てにくい地方交付税に依存した財政構造であること、また、歳出では、高齢化の進展に伴って増加している扶助費を含め、市債の償還である公債費や人件費を合わせた義務的経費の歳出予算に占める割合が増加していることにより、財政構造の弾力性が損なわれていることなどから、依然として厳しさが続いています。

今後についても、人口減少、少子高齢化に伴い、市税収入の増加が見込めないことなどから、厳しい財政状況は当面続くものと考えており、行財政改革の取組を更に進

## 第2章 旭川市の現状と将来の見通し

めることなどにより，市有施設の更新や維持補修に係る経費の財源を確保していく必要があります。

## 第 3 章 公共施設マネジメント

---

第2章において、公共施設等が抱える課題について整理しましたが、課題解決に向けては、公共施設等を資産として効果的・効率的に活用しなければなりません。

現在の施設保有量をそのまま維持することは財政上難しく、また、施設に対する市民ニーズが変化していくことが予想されます。

公共建築物は、施設数や規模の見直しを行い、施設の複合化や統合など、施設保有量の最適化へ向けた取組が必要です。

土木系公共施設は、道路や橋りょうといった都市基盤施設であることから、公共建築物のように総量を縮減することは現実的ではありません。

企業会計施設のうち、上下水道施設は土木系公共施設と同じく、総量の縮減が現実的ではないことから、計画的な点検や改修等を行っていく必要があります。

このため、公共建築物は、施設数や規模の見直しを行い、施設の複合化や統合など、施設保有量の最適化へ向けた取組が必要なため、人口規模等に合わせて整理した上で、必要な機能やサービスを集約するなど「**施設保有量の最適化**」について検討します。

次に、公共施設等について、市民が安心して利用するためには、良好な状態で維持しながら、有効活用していくことが重要となります。そのためには、公共施設等の老朽化の状況、将来予測及び建替えの時期などを勘案し、必要性や緊急性を評価しておくことが必要となります。保有する公共施設等を有効活用するには、施設ごとに適正な保全を図り、中長期的な修繕計画が必要なことから「**施設の適切な維持管理**」について検討します。

本市の公共施設等における現在の契約手法について見直しを行うことにより、各費用の削減に取り組むことや、民間のノウハウなどを取り入れ、効果的・効率的に施設を運営することなど、「**コストの抑制と財源確保**」について検討します。

今後、道路、橋りょう、公園、上下水道などの土木系公共施設及び企業会計施設は、個別の長寿命化計画や各企業会計の経営戦略に基づき計画的にマネジメントを推進していきますが、公共建築物の課題解決に向けて本市の公共施設マネジメントを実行していくためには、全庁横断的に取り組んでいく必要があることから、「**推進体制の構築**」について検討します。

以上のことから、市民ニーズや人口規模さらには本市の財政状況を踏まえながら、必要な公共施設等を最適な形で持続的に提供していくために、次の4項目を本計画の基本方針とします。

### 1 施設保有量の最適化

財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図ります。

### 2 施設の適切な維持管理

施設ごとに適切な保全を図り、長寿命化や耐震化を進めます。

### 3 コストの抑制と財源確保

現在の契約手法について見直しを行うことや、民間のノウハウを取り入れることなど、効果的・効率的に施設を運営していきます。

### 4 推進体制とマネジメントサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け、本市の公共施設マネジメントを推進していくため、専門組織を中心とした全庁横断的な推進体制を構築します。

## 1 施設保有量の最適化

### (1) 総量の削減

公共建築物

施設保有量の最適化に当たり、公共建築物の老朽度、耐震性及びバリアフリー等の建物性能（ハード面）や、利用状況及び事業運営に係るコスト等の施設機能（ソフト面）などの様々な視点から「継続」や「廃止」などといった施設の在り方について評価基準を定め、施設ごとに客観的な評価を行うほか、地域における施設の役割、設置状況及び市民ニーズなどを考慮して、再編計画を策定し、施設保有量の最適化に取り組みます。

施設保有量の最適化に向けては、既存施設の複合化、多機能化、統合及び転用並びに民間施設の利活用など（以下「複合化等」という。）を検討することにより、必要な機能やサービスを集約し、今後の財政状況及び人口減少を考慮しながら、施設保有量の段階的な削減に取り組みます。

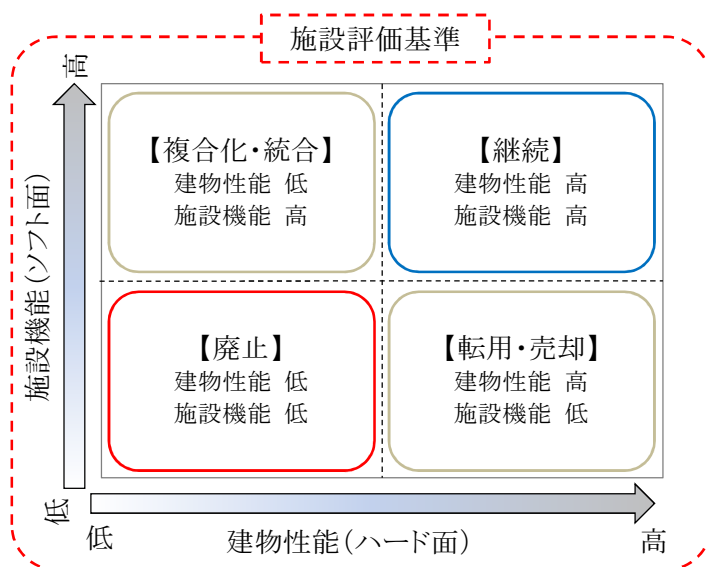


図 3-1 マトリックスを使用した公共建築物評価のイメージ

### (2) 建替えや新規整備の考え方

公共建築物

社会環境の変化等により、新たな市民ニーズへの対応が必要な場合は、既存施設の有効活用を優先的に検討しますが、施設の建替えや新規施設の整備が必要となり、施設保有量が増加する場合は、別の施設での複合化等により、中長期的な視点で総量の削減に取り組みます。



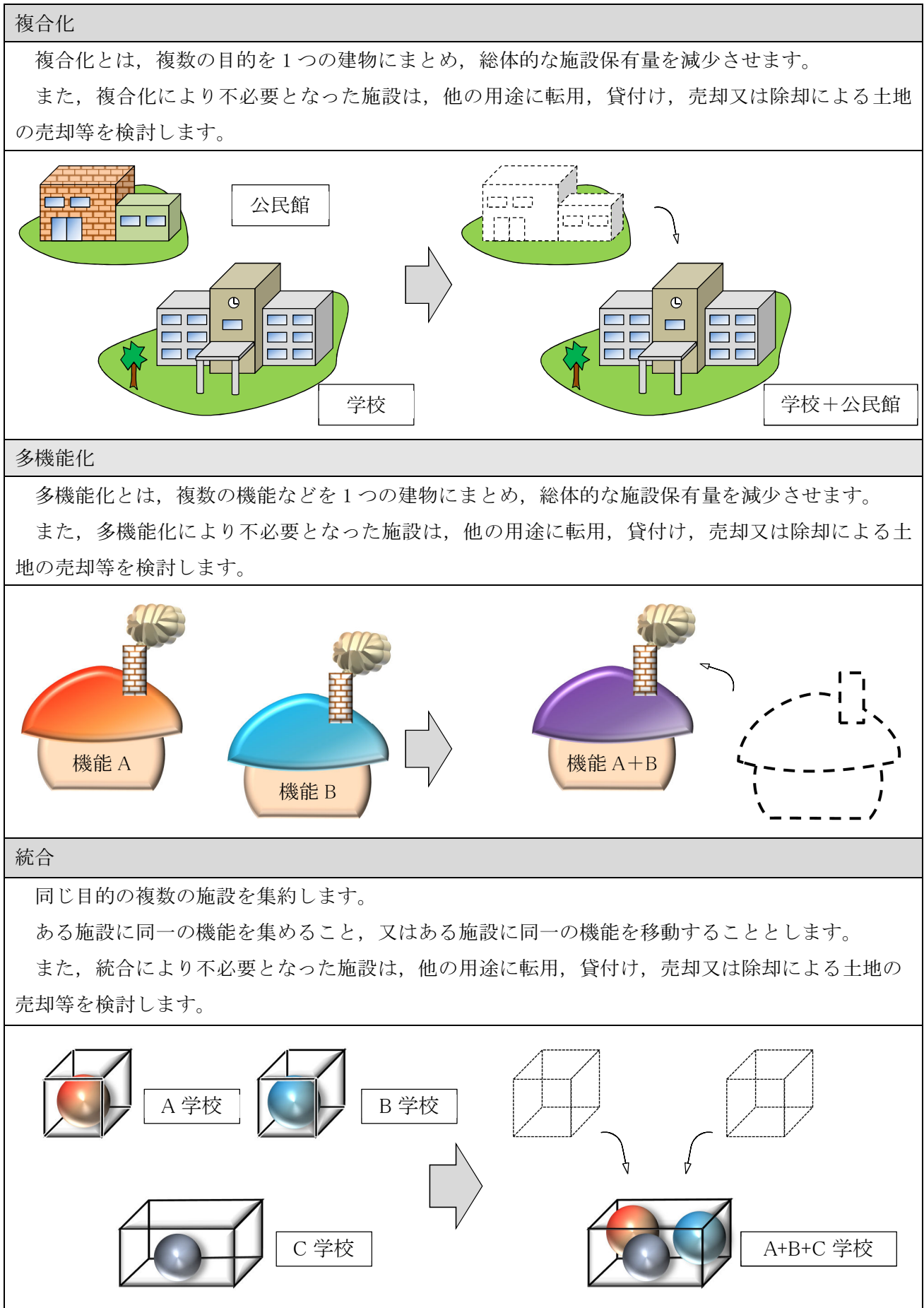


図 3-2 施設再編のイメージ

## 2 施設の適切な維持管理

### (1) 点検・診断の実施

公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
-------	---------	--------

公共施設等は、数多くの部品部材及び設備機器などにより構成されており、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。

公共施設等を良好な状態で維持しながら、劣化や損傷状況を把握し事故などを未然に防止するため、定期的に点検・診断を行い、適切な維持管理を実施します。

また、点検・診断によって得られた履歴を集約・蓄積することにより、施設ごとの劣化や損傷状況を把握し、改修等を実施する上での判断材料とします。

### (2) 改修等の優先度

公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
-------	---------	--------

公共施設等は年数の経過とともに、施設性能が低下します。

施設を良好な状態に回復するためには、改修等を行う必要があります。

一定規模以上の改修等は、緊急性、機器や部材の重要度、施設の老朽化の状況やその将来予測及び更新の時期などを総合的に勘案し、改修等が必要な施設の中でも優先度が高いものから、計画的かつ効率的に実施することとし、計画的な実施を確保するため、改修等の予算管理の在り方についても検討します。

### (3) 予防保全・長寿命化

公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
-------	---------	--------

改修等は、今まで、壊れてから直す「事後保全」により実施してきましたが、改修等の集中により単一年度において大きな財政負担を強いられることもあることから、今後は計画的に改修等を行う「予防保全」を基本とし、財政負担の平準化を図ります。

今後も継続して保有する施設を長期にわたり有効活用していくため、公共施設等の構造及び部位ごとに目標使用年数や改修周期を定め、計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図り、施設の使用可能年数を延ばします。

公共建築物は、保全計画作成指針に基づき、個別施設保全計画を作成します。

### (4) 耐震化の推進

公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
-------	---------	--------

耐震化されていない公共施設等は、耐震性を確保する必要があります。

施設利用者の安全確保のために特定既存耐震不適格建築物<sup>※21</sup>、避難所、防災拠点となる建築物及び福祉施設等について、また、人命救助、物資の輸送及び避難経路を確保するために橋りょうなどについて耐震補強を推進します。

耐震化については、特に重要度の高い公共施設等から優先的に行うこととし、予定されている大規模な更新工事等があれば、併せて工事を行うなど、経費削減を考慮し、推進します。

※21 特定既存耐震不適格建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条に規定する用途区分や規模要件に該当する建築物。

(5) 廃止施設の除却

公共建築物
-------

土木系公共施設
---------

企業会計施設
--------

今後とも利用見込みのない公共施設等のうち、倒壊の危険性など周辺環境に影響を及ぼす場合は、優先的に除却します。

### 3 コストの抑制と財源確保

#### (1) 管理運営の効率化

公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
-------	---------	--------

施設ごとに実施している維持管理業務の現状を把握し、課題を整理することにより、各種委託業務の契約手法の見直しや維持管理業務の標準化などについての検討を行い、管理運営の効率化に努めます。

#### (2) 民間活用の促進

公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
-------	---------	--------

施設の整備，更新，維持管理及び運営について，指定管理者制度や PFI<sup>※22</sup>及び PPP<sup>※23</sup>手法の導入などにより，民間事業者の資金及びノウハウを活用するなど，多様な選択肢から，より効果的・効率的なサービスの提供方法を検討します。

また，地域に密着した公共施設等の維持管理を，地域住民が行うことについても検討します。

#### (3) 施設の売却

公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
-------	---------	--------

用途廃止を予定している施設は，庁内利活用を検討し，利活用が見込めない場合は，用途廃止後に売却又は貸付けに取り組みます。また，公共施設等の改修や更新の財源を確保するために，売却益等を基金に積み立てるなど有効に活用できる方策について検討します。

#### (4) 受益者負担の適正化

公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
-------	---------	--------

公共施設等の利用の実態等に照らして，現状の利用料金等による利用者負担の在り方について問題がないか整理し，必要に応じて基準の見直しを検討します。

#### (5) 広域的な連携

公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
-------	---------	--------

公共施設等の共同整備や相互利用などを行い，コスト抑制のために，国，北海道及び周辺市町村との広域的な連携を検討します。

※22 PFI

「Public Finance Initiative」の略。公共施設等の建設，維持管理及び運営等に民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用することで，効率化やサービス向上を図る公共事業の手法の一つ。

※23 PPP

「Public Private Partnership」の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で，民間資本や民間のノウハウを利用し，効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

## 4 推進体制とマネジメントサイクルの構築

### (1) 推進体制

公共建築物

公共建築物の再編計画及び保全計画の調整・管理など、公共施設マネジメントを推進するため、専門組織が関連部局と連携・協議を図るとともに、庁内検討部会を立ち上げるなど、全庁的に一体となって、本計画を推進します。

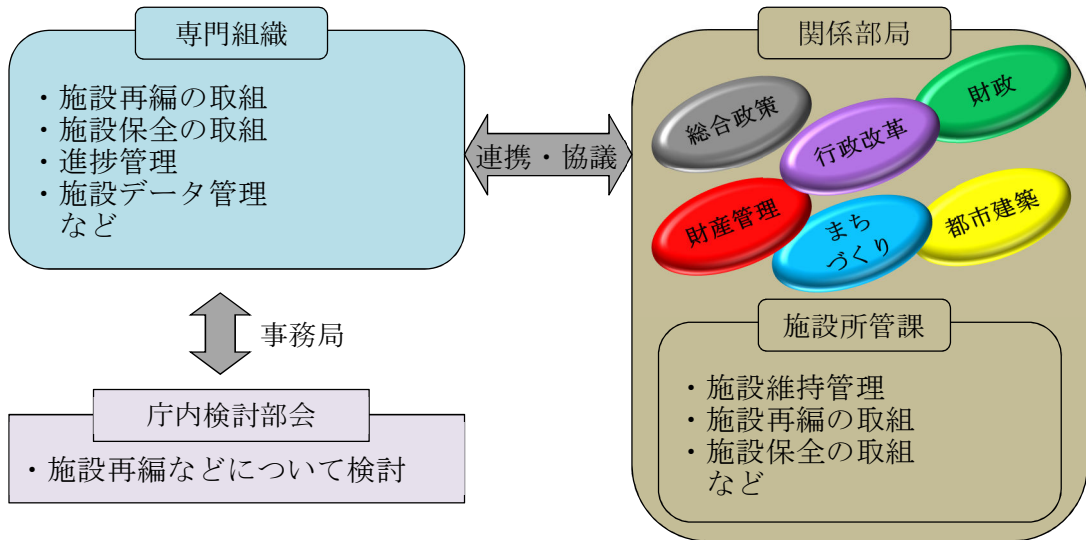


図 3-3 公共施設マネジメント推進体制のイメージ

### (2) 施設情報の一元管理

公共建築物

公共建築物の定期的な点検及び診断を通じて得られた施設の状態や修繕履歴等のデータ、光熱水費及び施設管理費などのデータを蓄積し、コストの抑制を図るために施設情報を一元的に管理するシステムを構築することを検討します。

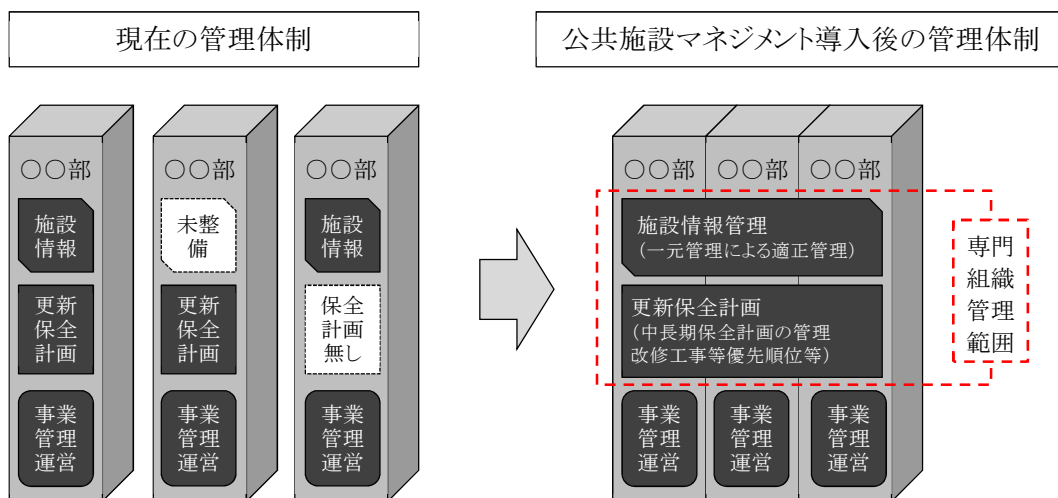


図 3-4 施設情報一元管理のイメージ

(3) 公共施設マネジメントの実践

公共建築物

本市の公共施設マネジメントを推進していくため、専門組織が施設評価基準を作成し、施設所管課は、公共建築物ごとに施設評価基準に基づき評価した個別施設評価を作成することで、個別の公共建築物について、今後の在り方や方向性を具体的に決め、個別施設評価を施設類型別でまとめた施設類型別再編計画を作成します。

また、個別の公共建築物の評価後は、別途定める保全計画作成指針に基づいた個別施設保全計画を作成し、それを施設類型別でまとめた施設類型別保全計画を作成します。

専門組織は、再編計画及び保全計画の策定に当たり、助言や支援するなど、施設所管課と協力して進めます。また、策定の進捗状況を確認し、内容を評価します。現状を把握し新たな課題があった場合は、改善を求めるなど全体的に管理調整を行います。

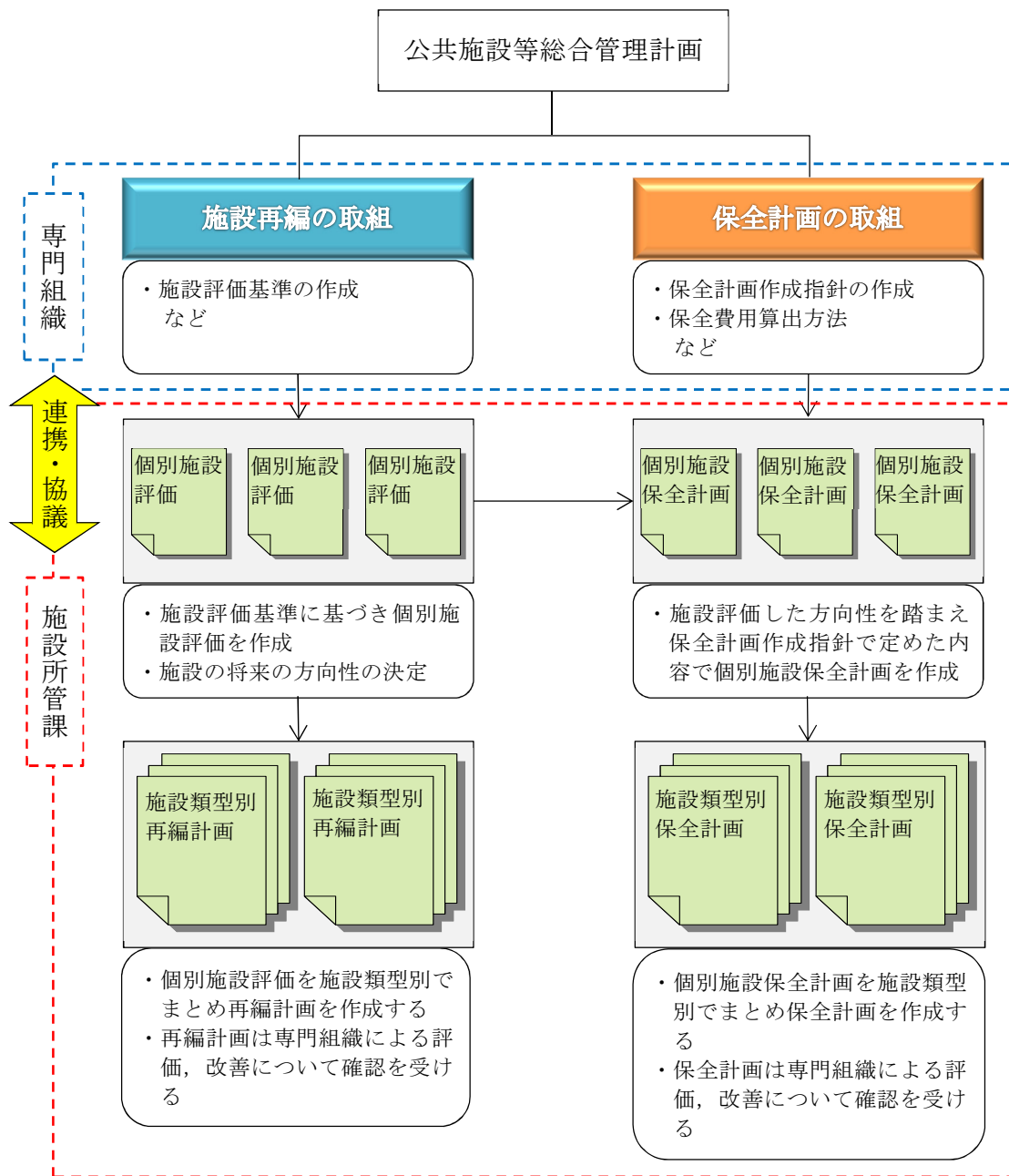


図 3-5 公共施設マネジメントの流れ

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公共施設等総合管理計画	→			
再編計画				
施設評価基準を作成		→		
個別施設評価を作成			→	
施設類型別再編計画を作成				→
保全計画				
保全計画作成指針を作成		→		
個別施設保全計画を作成				→
施設類型別保全計画を作成				→

破線は継続を示す。

図 3-6 公共施設マネジメントスケジュール

個別施設評価や個別保全計画を策定後、施設類型別再編計画や施設類型別保全計画を策定する。

(4) PDCA マネジメントサイクル

公共建築物

本計画は、公共施設マネジメントにPDCAサイクルを取り入れ、常時、大きな輪で示すとおりPlan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、小さい輪で示すように、PDCAを繰り返し、施設ごとに効果の検証と課題等を専門組織に報告します。

専門組織は本計画の進行状況などをまとめ、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へとスパイラルアップ<sup>※24</sup>を図ります。

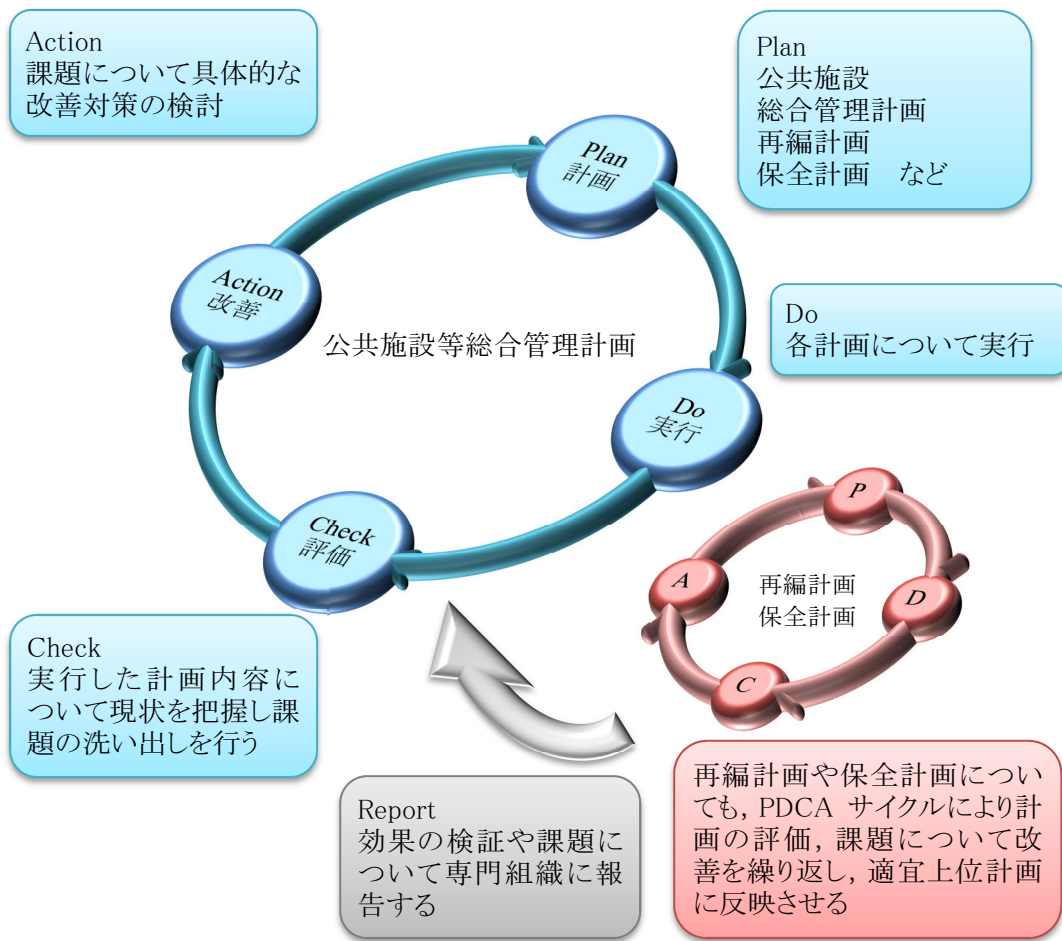


図 3-7 PDCA 公共施設マネジメントサイクル

また、専門組織は、公共施設白書の改訂について検討しますが、改訂時に施設所管課で作成する再編計画や保全計画についても、ヒアリング等を行い進捗状況の確認を行い、必要に応じて計画の見直しを図ります。

※24 スパイラルアップ

何度も改善することにより、継続的な改良や向上に結びつくこと。



(5) 市民及び議会への情報提供

公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
-------	---------	--------

公共施設等に係る課題を市民と共有するために、情報を提供し、必要に応じて意見を伺います。

また、議会に対しても、適宜情報を提供します。

(6) 職員の意識改革の推進

公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
-------	---------	--------

全庁的に公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人一人が問題意識を持って取り組んでいく必要があるため、公共施設等の施設管理に関すること、公共施設マネジメントの在り方及びコストに対する意識向上のための研修会を開催することにより、今まで以上に職員の意識啓発に努めます。

旭川市公共施設等総合管理計画【本編】

平成 28 年（2016 年）2 月

問合せ先

旭川市総務部管財課財産担当

〒070-8525

旭川市 6 条通 10 丁目 第三庁舎 1 階

電話 0166-25-5695

FAX 0166-22-8062

E-mail [zaisan@city.asahikawa.hokkaido.jp](mailto:zaisan@city.asahikawa.hokkaido.jp)